ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2016 10 OCTOBER

農業を支える組織と制度

●農業共済の現状と収入保険導入の課題

●フランスにおける農業指導の組織と役割

●〈シンポジウム〉農業の競争力を強化する産学官連携の取組み

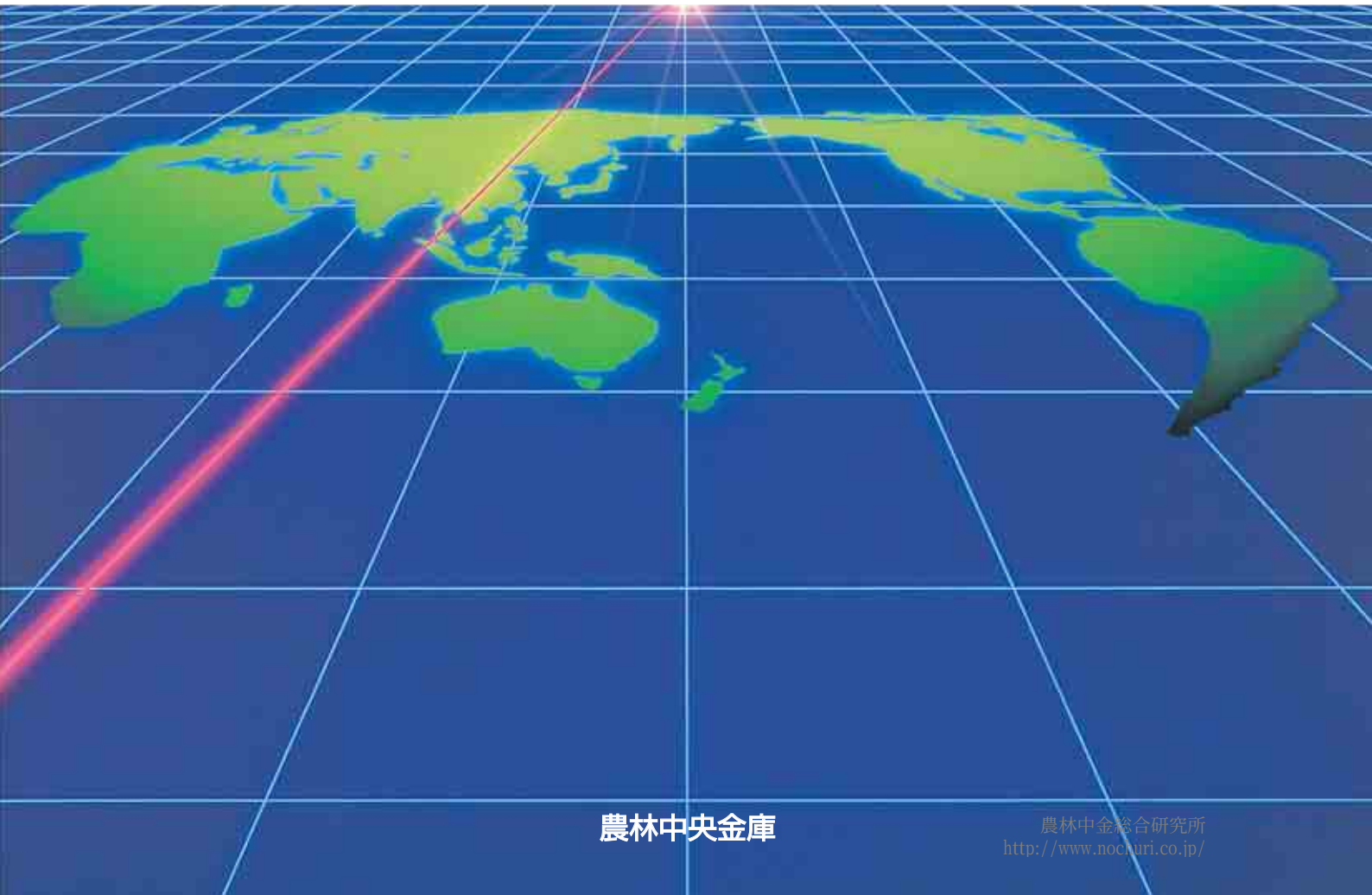

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

「アベノミクス再起動」と農政の行方

7月10日の参議院選挙を乗り越えた安倍内閣は，8月3日に内閣改造を行い今後の政権運営の態勢を整えた。安倍首相はこの内閣を「未来チャレンジ内閣」と名付け，引き続き経済を最優先課題と位置付けて，「デフレからの脱出速度を高めるため，総合的かつ大胆な経済対策を講じ，アベノミクスのエンジンを最大限にふかしていく」と強調した。

しかし，「アベノミクス」の目標「実質2％の経済成長と2％の物価上昇率」に鑑みて，日本の実体経済は厳しい状況にある。9月8日に内閣府が公表した4～6月の国内総生産は年率＋0.7%と15年から0％台の低成長が続いている。また，日銀短観6月調査の企業の景況感は全産業・全規模ベースで悪化基調にあり，足元の消費者物価も4か月連続で前年比マイナスとなっている。マクロの視点でみる限り，経済成長とインフレを目指す「アベノミクス」は失速寸前の危うい状況にあると言わざるを得ない。

政府もそうした経済の実情は承知しており，遮二無二対策を急いでいる。参議院選挙に先立つ6月1日，安倍首相は一度延期していた消費税率引上げをさらに2年半先送りすることを表明した。そして，7月29日の日銀による追加金融緩和を経て，8月2日には事業規模28兆円に上る「未来への投資を実現する経済対策」が閣議決定された。

今回の経済対策は金融・財政とセットになっていることから，「アベノミクス再起動」とネーミングするマスコミも見受けられる。しかし実態において，金融緩和は黒田総裁の下で既に累計5度に及び金融市場の歪みや金融機関経営への負の影響が懸念され，財政は経済成長優先の下で再建策が後手に回り国際公約である「財政健全化目標」達成への危惧が広がるなど，政策開始時に比べ状況は悪化している。すなわち，もはや金融緩和にも財政出動にも多くを頼れないなか，「アベノミクス」を成功させるためには，今度こそ成長戦略の実を挙げることが政府の至上命題になっていると考えられる。

農政においては，9月26日に召集された臨時国会におけるTPP法案審議を見据えて早急に国内農業対策の具体的施策をとりまとめるべく，生産資材価格形成の見直しに焦点を当てた議論が活発化している。自民党の農林水産業骨太方針策定PTや規制改革会議では，生産資材価格の大幅な引下げを実現させるため，流通・加工業界の構造にもメスを入れ事業再編を促す等の踏み込んだ議論が行われているが，その背景には何としても成長戦略の実を挙げるという政府・与党の強い決意が窺われる。今後，同じ目的意識の下で，農地の集積や担い手の法人化，6次産業化や輸出の促進など，農業の成長産業化を図るあらゆる政策の業績指標（KPI）の早期達成に拍車がかかってくるとみるべきであろう。

「農業を競争力のある産業に創り変え，地域経済を牽引する新たな成長産業にしていく」との政府の方針は，これからの日本農業の方向性の一つの考え方である。しかし，生き物の生命を扱い国民の生命を守り育む農業の魅力と価値は，「経済成長・所得増大」の尺度だけでは測れないところも大きいはずだ。真に未来志向の持続可能な日本農業の実現のためにどのような政策が必要か，産業としての競争力強化の視点からの議論のみに偏重することなく，いまこそ為政者と生産者が消費者も交えてフラットかつ真摯に地に足をつけた議論を交わすべき時と考える。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂・やなぎだ しげる）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第69巻　第10号〈通巻848号〉　目　次

今月のテーマ

農業を支える組織と制度

今月の窓

「アベノミクス再起動」と農政の行方
（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂

農業共済の現状と収入保険導入の課題
清水徹朗 ―― 2

フランスにおける農業指導の組織と役割
信州大学・大阪府立大学 名誉教授　桂　瑛一 ―― 21

シンポジウムの記録

農業の競争力を強化する
産学官連携の取組み
――オランダと日本の経験から――　―― 35
2016年6月13日（月）　会場：フクラシア東京ステーション

談話室

栗山町――多様な農村活動の創造――
北海道大学大学院 農学研究院 教授　坂下明彦 ―― 32

統計資料 ―― 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農業共済の現状と収入保険導入の課題

取締役基礎研究部長　清水徹朗

〔要　　旨〕

農業共済制度は，戦前の家畜保険と農業保険を受け継ぎ，農業災害補償法（1947）に基づいて発足したものであり，これまで農業経営の安定や食料安全保障に重要な役割を果たしてきた。

米国やカナダでは収入保険が普及しており，日本でも農業共済制度を活用した収入保険の導入の検討が進められている。しかし，収入保険だけでは農業所得の確保と経営安定は実現できず，また現在検討されている収入保険は対象を一部の農業経営に限定しているなどの問題があり，収入保険導入にあたってはさらなる検討・研究が必要である。

今後，収入保険導入を契機に農業経営における簿記・会計の整備が求められることになり，農協は農業共済との連携を強化して農業経営管理支援に取り組む必要がある。また，農業共済が運営する家畜診療所には技術的アドバイスができる獣医師が多くおり，家畜診療所を畜産・酪農に対する農業経営支援の一つの核として位置づけていくべきであろう。

目　次

はじめに
1　農業共済制度の沿革
（1）　自然災害，病虫害と農業
（2）　農業保険の構想と導入
（3）　農業共済制度の発足
（4）　建物共済を巡る農協共済との調整
（5）　農業共済事業の拡充と展開
2　農業共済の現状
（1）　農業共済の組織
（2）　事業推進と損害評価
（3）　農業共済の加入状況
（4）　農業共済組合の収支
3　収入保険を巡る内外の動向
（1）　WTO対応としての収入保険の検討
（2）　米国の作物保険と収入保険
（3）　カナダにおける収入保険の展開
（4）　「温州みかん所得共済制度」と「漁業共済・積立ぷらす」
4　収入保険の検討状況とその問題点
（1）　収入保険調査事業の内容
（2）　導入が検討されている収入保険案
（3）　行政レビューにおける評価
（4）　収入保険導入の問題点と課題
5　農業共済の今後の方向
（1）　農業構造の変化と農業共済制度のあり方
（2）　農業支援体制の再構築と農業共済

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

農業は自然環境のなかで営まれるため自然災害等の様々なリスクに直面しており，世界の多くの国で農業保険の制度が設けられている。日本でも農業災害補償法に基づく農業共済制度があり，農業共済は農業経営の安定のため重要な役割を果たしてきた。

農業共済は，農家が掛金を出し合って共同準備財産を作り災害が発生した時に共済金を受け取るという，農家の相互扶助を基本とした「共済」制度であり(注1)，日本の農業共済は，これまで自然災害や病虫害による減収や家畜の死亡・疾病等に対処する制度として機能してきた(注2)。一方，米国では，近年，収量のみならず価格変動に伴う収入減少を補償する収入保険が拡充しており，日本においても収入保険導入の検討が進められている。2015年３月に決定した新しい食料・農業・農村基本計画では，「経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討」が盛り込まれ，そこでは「今後，収入保険制度導入の検討と併せて農業災害補償制度の在り方を検討するなかで，農業共済組合の在り方についても検討を行う」と書かれている。

本稿は，こうした状況を踏まえ，農業共済の歴史と現状を概説するとともに，日本における収入保険導入を巡る動向と今後の課題について考察する。

(注１)「共済」は，加入者が掛金を払い火災，死亡，事故等の時に契約した共済金が支払われるという基本的な仕組みでは，営利事業として保険会社が取り扱っている「保険」と同じであるが，相互扶助の原理に基づいて協同組合等が扱っているところが異なる。

(注２) なお，大規模な自然災害に対しては，別に激甚災害法等の災害復旧制度が設けられており，農地や農業用施設の被害に対して「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく復旧事業助成制度がある。

1　農業共済制度の沿革

日本ではほとんどの農家が農業共済に加入しており，全国各地に農業共済組合（NOSAI）が存在するが，その実態についてはあまり知られておらず，研究もそれほど多くは行われていない。また，本誌でもこれまで農業共済についてほとんど取り上げておらず，最初にその沿革を振り返っておく。

(1)　自然災害，病虫害と農業

農業は，人間が生存するために必要不可欠な食料等を獲得する最も古く本源的な産業であるが，自然環境のなかで営まれるため天候不順，自然災害，病虫害等の様々なリスクに直面している。そして，これらの災害が発生すると必要な食料を確保できなくなり，十分な備えがない場合には飢餓，飢饉に直面することもある。また，個々の農業生産者は零細であるため，災害に見舞われると経営を継続することが困難になる。

不作の原因として日照り・干ばつ（水不足），冷害，水害など気象変動に伴う被害が最も頻度が高く，地震，津波，噴火などの災害も重大な被害をもたらす。また，病虫害による減収や家畜の死亡も農家にとって

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

は大きな損失となる。

(2) 農業保険の構想と導入

こうした災害に対する備えとして，人々は古くから備蓄（常平倉，義倉，社倉等）や頼母子講等の相互扶助の仕組みを設け，豊作を祈る神事も続けてきた。また，品種改良や肥培管理など収量を安定化させる農業技術の開発・普及が進められ，農業用水の整備や気象予知も重要な災害対策である。

しかし，それでも避けられない災害は起きるため，保険の手法によってこうしたリスクに対応する農業保険が考案された。日本は明治維新以降，西欧諸国から多くの制度を学び導入したが，明治政府がドイツから招いたマイエット(注3)は，1886年に執筆した『農業保険論』において，ドイツで既に雹(ひょう)害に対して設けられていた農業保険と同様の仕組みを日本でも導入することを提案した。マイエットはその後,『災害救済論』(1891),『日本農民の疲弊及其救治策』(1893) においても農民の困窮解消のため農業保険が有効であることを主張しており，また東京帝国大学で財政学を教え大蔵省顧問であったドイツ人エッゲルトも,『日本振農策』(1891) において農業保険の必要性を説いた。

しかし，農業保険の検討が本格化したのは1925年に農林省が農商務省から独立してからであり，29年に家畜保険法，39年に農業保険法（米，麦，蚕が対象）が制定され，37年には漁船保険や森林火災保険の制度も導入された。

(注 3) マイエット (Paul Mayet, 1846－1920) は，来日当初東京医学校でドイツ語を教えていたが，その後，大蔵省や農商務省の顧問となって保険や金融の制度形成に大きな影響を与えた。なお，マイエットと交流があり，産業組合法制定に中心的な役割を果たした平田東助は，日本における保険制度の導入や被災者に対して食料等の援助を行う備荒儲蓄法 (1880) の制定にも関与した（並松信久「平田東助と社会政策の展開」2015)。

(3) 農業共済制度の発足

このように，日本でも戦前から農業保険の制度が設けられており，その運営のため郡単位で農業保険組合が設置されたが，市町村段階で農業保険の事務を担っていたのは農会であった。その農会は，戦時中の43年に産業組合と統合して農業会となったが，農業会は終戦後GHQにより解散を命じられ，47年に新たな組織原理に基づく農協が設立された。

その際，農業会が農会から受け継いだ農業保険の業務をどこが担うかが問題になり，農協法制定と同じ47年に農業災害補償法(注4)が制定され，この法律に基づいて全国の市町村に約1万の農業共済組合が設立された。

こうして戦後改革のなかで農協と農業共済組合は同時期に設立されたが，ともに発足直後に経営難に直面し，農協は農林漁業組合再建整備法（51年）によって経営再建を図り，農業共済組合は資金不足に対処するため52年に農業共済基金を設立し，また国による事務費負担が増額された。

(注 4) 法律の名称を「農業災害補償法」にしたのは，農家の掛金のみで被害の補償を行うのではなく，政府が積極的に災害対策を行うという姿勢を示そうとしたためであった。また,「農業保険」ではなく「農業共済」としたことに関して研究者の間で論争が行われた（農林省『農業災害補償制度史 2　本編（下)』)。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(4)　建物共済を巡る農協共済との調整

戦前の産業組合では共済（保険）事業を行っていなかったが[注5]，農協法では第10条１項で共済事業を行うこと（「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」）が認められた。そして，北海道（48年）や神奈川県・長野県（51年）で共済連が設立されるとともに，51年に全国共済農協連（全共連）が設立され，農協は組合員に対する共済を推進した。

一方，農業保険法第36条に基づいて戦前から農会が農家家屋や農機具等を対象とした「任意共済」を行っていたため，戦後設立された農業共済組合も農家家屋等の共済を取り扱ったが，それが農協の共済事業と競合し，調整が必要になった。両者はこの問題に関して10年以上にわたって交渉したが，最終的に63年（昭和38年）に政治決着に至り，原則として農協は長期共済（５～10年，満期払戻し），農業共済は短期共済（１年，掛け捨て）を扱うこととし，また農業共済組合の建物共済の一部は全国共済農協連に再保険（再共済）することとした[注6]。

（注５）産業組合は共済（保険）事業を行うことを要望し，第20回全国産業組合大会（1924年）で生命保険事業に関する決議を行い，その後も活動を続けたが，実現に至らなかった。そのため，産業組合は42年に共栄火災海上保険（株）を設立し，共栄火災はその後農協が共済事業を拡充するのに大きく貢献した。この間の経緯については，日本農業新聞の連載「JA共済事始め」［産業組合と保険，農協共済の誕生］（2016年６月～）に詳しい解説がある。

（注６）合意文書の名称は「農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う覚書」であり（「38協定」と呼ばれている），このなかで農協と農業共済団体のそれぞれが扱う共済の範囲が書かれている（満川元親『戦後農業団体発展史』1972，『農業協同組合年鑑（1961-64）』）。

(5)　農業共済事業の拡充と展開

農業共済は，発足当初は戦前の農業保険法，家畜保険法から受け継いだ農作物共済（米，麦），蚕繭（さんけん）共済，家畜共済（牛，羊，馬等）を取り扱っていたが，その後，日本農業の発展や生産者の要請を受けて果樹，畑作物，園芸施設に対象を拡大してきた。

果樹共済は，68年より試験的に実施された後，73年に温州みかん，なつみかん，りんご，ぶどう，なし，ももの６品目を対象に本格導入され，その後，対象品目を拡大した。畑作物については，任意共済として一部地域では既に実施されていたが，北海道や沖縄県，鹿児島県等の要請を受け，74年からの試験実施を経て，79年に本格導入された。さらに，戦後の施設園芸の急速な発展を受け，園芸施設を対象とした共済を74年に試験実施し，79年より本格導入した。

また，この間，国庫負担方式，共済掛金率決定方法，当然加入基準等を見直し，災害収入共済や品質共済の導入，家畜共済一元化などの改革を行うとともに，事業規模増大に対応して事務のシステム化や事務所の統合を進めた。

対象品目の拡大と農業生産額増大によって農業共済の事業規模は大きくなり，共済金額[注7]の合計（任意共済を除く）は60年に2,807億円であったものが，80年に３兆2,619億円，ピーク時の94年には３兆5,678億円になったが，その後農業生産額の縮小に伴って減少に転じ，2000年は３兆94億円，14年は２

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

兆6,323億円になっている。また，畜産や施設園芸の発展によって家畜共済や園芸施設共済の割合が増加する一方で，米の生産額減少に伴って農作物共済の割合が低下している。

（注７）「共済金額」とは，事故による損害が生じた時に農業共済組合が支払う共済金の最高限度額。

2　農業共済の現状

(1)　農業共済の組織

農業共済事業の実施機関として農家を組合員とする農業共済組合を設置しており，この組合が農業共済の加入推進，損害評価，共済金支払を行い，組合の理事・監事の選出や事業計画，決算の承認は農家の代表による総代会で決定している。

全国各地に農業共済組合が設置されており，1955年には10,907組合あったが，その後，市町村合併や農家戸数減少等により合併が進み，65年に2,835組合，90年に539組合，14年には147組合[注8]に減少している。また，当初，全ての都道府県で農業共済組合連合会が設置されていたが，現在，20の都府県では１県１組合になっており，連合会の数は27である。全国段階に連合会はなく，全国農業共済協会（公益社団法人）が事業企画，研修や行政との連絡調整等を行っている。県段階の連合会は県内の組合と保険契約を結び，さらにそれを政府が再保険することでリスクを分散させている。なお，農業共済組合を資金面で支えていた農業共済基金は2000年に解散し，その後は農林漁業信用基金が農業共済基金の業務を引き継いでいる。

14年において組合員等（市町村で農業共済を扱っている地区の共済加入者を含む）の数は253万人であり，農家戸数減少に伴って組合員数は減少し，90年（391万人）に比べて３分の２になっている。役員（理事・監事）は2,462人，職員（連合会を含む）は7,610人であり，合併やシステム化等によって職員数は85年（15,572人）に比べて半減している。なお，農業共済組合は家畜診療所を運営しており，全国257の家畜診療所[注9]に獣医師が1,623人おり，診療活動や家畜共済の業務を行っている。

（注８）なお，農業共済組合を設置しておらず市町村役場が農業共済の事務を行っている地域が49ある。

（注９）組合営196，連合会営58，市町村営３であり，家畜診療所は独立採算制をとっている。日本全体の産業動物の獣医師のうち農業共済組合に勤務する獣医師が半分近くを占めており，その比率が非常に高い県もある。

(2)　事業推進と損害評価

日本の農業共済の大きな特徴は，農家自らが組合員として組合の運営に参加し，事業推進や損害評価を行っていることである。具体的には，集落ごとに共済部長（NOSAI部長）を選出し，共済部長は，加入申込みのとりまとめ，共済掛金徴収，支払通知書配布など組合と組合員の間をつなぐパイプ役を果たしている。全国に共済部長は17万人（組合員15人に１人）おり，また災害が発生した際に損害評価を行う損害評価員が14万人選出されている（半分は共済部長と兼務）。共済部長の報酬はごくわずかであり，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ほとんどボランティアで共済の業務を行っている。

こうした集落を基礎とした農業共済の仕組みは，農会が組織した農家組合の機能を受け継いだものであり，農協組織と同様に日本の村社会の伝統に基盤を置いている。こうした仕組みによって，農家は自分たちが作っている農業共済であるという意識を持つことになり，それがモラルハザード（不正請求等）の発生を防ぎ，また推進費用の節約にもつながった。

(3)　農業共済の加入状況

農業共済（NOSAI）が扱っている共済は，農作物共済，家畜共済，果樹共済，畑作物共済，園芸施設共済の５部門[(注10)]と，任意共済[(注11)]の建物共済，農機具共済であり，それぞれの制度の概要と加入状況は，以下のとおりである（第１表）。

(注10) 蚕繭共済は，加入者の減少のため2000年に畑作物共済に統合された。

(注11)「任意共済」とは農業共済組合が自主的に行う共済事業であり，政府による再保険や共済掛金の助成がない。

a　農作物共済

農作物共済の対象は米（水稲，陸稲）と麦であり，米や麦を一定面積[(注12)]以上生産している生産者は共済に加入することが義務づけられており（「当然加入」），その面積以下の農家も任意で加入できる。対象としている災害は，風水害，干害，冷害，雪害，地震，

第1表　農業共済の加入状況（2014年度）

（単位　千戸，千ha，億円，%）

	戸数	面積等	共済金額	共済掛金	うち農家負担	共済金	加入率	被害率
農作物共済	1,537	1,755	11,945	306	149	93	-	0.8
水稲	1,490	1,489	10,804	187	94	40	94.7	0.4
麦	47	265	1,141	119	55	52	97.8	4.6
家畜共済	66	6,278	6,877	566	293	529	-	-
乳用牛	16	2,174	2,975	365	185	343	92.7	11.5
肉用牛	47	2,196	3,473	177	94	163	66.9	4.7
馬	2	21	193	6	4	6	60.7	2.9
種豚	0.8	183	90	3	2	2.5	23.8	2.8
肉豚	0.6	1,693	146	14	8	14	22.3	9.7
果樹共済	65	40	983	43	21	30	-	3.1
収穫共済	63	39	932	42	21	30	24.4	3.2
樹体共済	2	0.9	52	0.5	0.3	0.4	3.4	0.8
畑作物共済	78	282	1,959	132	60	68	69.2	3.5
園芸施設共済	214	24	4,558	56	28	21	47.9	0.5
小　計	1,960	-	26,323	1,103	551	740	-	2.8
建物共済	2,576	3,927	453,457	434	434	179	-	0.04
農機具共済	-	767	16,770	73	73	34	-	0.2
合　計	-	-	496,550	1,610	1,058	953	-	0.2

資料　農林水産省とりまとめ資料をもとに作成
（注）1　「面積等」のうち，「家畜共済」は頭数，「建物共済」は棟数，「農機具共済」は台数（単位は千）。
2　「被害率」は，「共済金」÷「共済金額」。
3　「建物共済」および「農機具共済」の「共済掛金」には，事務費賦課金を含む。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

噴火，火災，病虫害，鳥獣害など幅広い。

なお，当然加入（強制加入）は，保険（共済）において起きやすい「逆選択」（事故率の高い人がより多く加入する）を防ぐための手法であり，自賠責保険など社会政策的目的を持った保険で適用されているが，農業共済では米と麦を当然加入にしており，他は任意加入である。

引受方式（＝加入方式）として，一筆単位引受方式，半相殺農家単位引受方式，全相殺農家単位引受方式があるが，(注13) 一筆方式が８割を占めている。また，品質低下による損害も共済の対象に含める品質方式（水稲）や災害収入共済方式（麦）が設けられている。

14年度における水稲の加入状況は，農家1,490千戸，面積1,489千ha（加入率94.7％）であり，共済金額は１兆804億円である。一方，被害戸数は59千戸（4.0％）であり，共済掛金187億円（うち農家負担は５割の94億円）に対して共済金支払額は40億円であった。なお，水稲の共済掛金は1,258円/10aであり，掛金はそれほど高くない。

麦の共済加入（14年度）は，農家47千戸，面積265千ha（加入率97.8％）であり，共済金額は1,141億円である。また，被害戸数は14千戸と加入者の３割を占め，麦の被害率（金額）は4.6％で，水稲（0.4％）に比べ非常に高い。共済掛金119億円（農家負担55億円）に対して，共済金支払額は52億円であった。

(注12) 最低面積は，水稲は都府県20～40a，北海道30a～１ha，麦は都府県10～30a，北海道40a～１haの範囲内で，各都道府県が決めている。

(注13)「一筆方式」は耕地一筆ごとの減収量，「半相殺方式」は被害耕地の減収量の合計，「全相殺方式」は農家の耕地全体の収量の合計，により共済金を計算する。

b　家畜共済

対象としている家畜は，牛（乳用牛，肉用牛），馬，豚（種豚，肉豚）であり，鶏は対象になっていない。対象となる事故は，家畜の死亡と病気，けがである。家畜共済に加入する場合は，病弱な家畜だけを選択的に加入することはできず，家畜の種類ごとに全頭加入（包括共済）する必要があるが，種雄牛，種雄馬は１頭ごとの加入（個別共済）が可能である。

共済金額は共済価額（家畜の評価額）の一定の割合（例えば牛２～８割，肉豚４～８割で農家が選択）であり，共済金額に応じて共済掛金を払う。家畜が死亡した場合は農家が選択した補償額，病気やけがの場合は治療に要した費用が支払われる。

家畜共済の加入状況（14年度）は，乳用牛は16千戸，2,174千頭で，加入率は92.7％と高い。共済金額は2,975億円で，支払われた共済金は343億円である。肉用牛の加入は47千戸，2,196千頭で加入率は66.9％，共済金額は3,473億円で，支払われた共済金は163億円である。また，馬は２千戸，21千頭で加入率は60.7％であるが，豚の加入率（種豚23.8％，肉豚22.3％）は低い。

c　果樹共済

果樹共済の対象となっているのは，温州みかん，なつみかん，いよかん，指定かんきつ（はっさく，ぽんかん，ゆず等），りん

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ご，ぶどう，なし，もも，おうとう，びわ，かき，くり，うめ，すもも，キウイフルーツ，パイナップルの16品目である。

樹種ごとに一定面積（５～30a）以上の果樹を栽培している生産者が加入でき，加入した場合，対象となる果樹全てについて加入する必要がある。果樹共済には収穫共済と樹体共済があり，収穫共済は自然災害，火災，病虫害，鳥獣害による減収や品質低下の損害を補償し，樹体共済は自然災害で樹体自体が枯死，滅失等で損傷した場合の損失を補償する。対象品目に応じて様々な種類の引受方式があり，農家が選択できる。

収穫共済の加入状況（14年度）は63千戸，39千ha，加入率24.4％で，他の共済に比べて果樹共済の加入率は低い。共済金額は932億円で，支払われた共済金は30億円である。一方，樹体共済の加入者はわずかであり，共済金額は52億円である。品目別に加入率をみると，いよかん（59.7％）が最も高く，次いで，うめ34.4％，りんご33.2％，なし30.7％，温州みかん24.6％であり，もも（18.1％），くり（13.9％），ぶどう（11.8％），おうとう（8.8％）の加入率は低い。

d　畑作物共済

対象品目は，ばれいしょ，大豆，小豆，いんげん，てんさい，さとうきび，茶，そば，スイートコーン，たまねぎ，かぼちゃ，ホップ，蚕繭の13品目であるが，一部の都道府県でしか対象としていない品目もある。野菜も一部含まれているが，ほとんどの野菜は農業共済の対象になっていない。

対象としている災害は農作物共済とほぼ同じであり，災害に伴う減収分を補償するが，てんさい，さとうきびについては糖度の低下も対象としている。加入できるのは対象作物ごとに５～30a以上（北海道は30～100a以上）を栽培している生産者であり，加入する際は当該品目全てを共済の対象としなければならない。引受方式は全相殺方式がほとんどであるが，大豆は一筆単位方式や半相殺方式を選択でき，小豆，いんげんは半相殺方式である。

14年度の加入状況は，78千戸，282千ha（加入率69.2％）であり，共済金額は1,959億円で，被害農家は25千戸，共済金は68億円である。加入率を品目別にみると，ホップ（98.1％），てんさい（91.6％），いんげん（79.8％），大豆（71.5％）は高いが，茶（1.8％），かぼちゃ（24.5％），そば（33.3％）は低い。また，ばれいしょ（54.9％），さとうきび（51.5％），たまねぎ（45.1％）の加入率は約５割である。

e　園芸施設共済

園芸施設共済の対象は，施設園芸用の施設（プラスチックハウス，ガラスハウス等）とそれに付随する暖房機械等，施設内で栽培される野菜，花きである。台風等による施設等の損壊や病虫害，鳥獣害による被害が対象になり，また施設の解体，撤去費用にも共済金が支払われる。２～５a以上の農家が加入でき，加入する場合は全ての施設を対象とする必要がある。共済金額は共済価額（施設の評価額）の４～８割の範囲で農

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

家が選択する。

14年度の加入実績は，214千戸，24千ha（加入率47.9％）で，共済金額は4,558億円である。被害戸数は23千戸で加入者の１割を超えており，共済金支払額は21億円である。

f　建物共済

農業共済が扱う建物共済は「住まいる」という名称で呼ばれており，農家が所有する建物とその付属物，建物内の家具，農具が対象であり，１年短期の掛け捨て型である。火災，落雷，漏水，盗難，破壊行為の事故を対象とした建物火災共済と，それに加えて地震，津波，土砂崩れ，噴火，風水害も補償対象に加えた建物総合共済がある。

共済金額は建物の価額（評価額）が上限であり，建物火災共済は6,000万円，建物総合共済は2,000万円（両方に加入する場合は合計で6,500万円）を上回ることはできない。共済掛金は建物の構造によって異なる。

14年度の加入実績は，393万棟（258万件），共済金額45兆3,457億円(注14)であり，うち建物火災共済が349万棟，42兆1,793億円，建物総合共済が44万棟，３兆1,664億円である。共済に加入している393万棟の内訳は，住宅237万棟，納屋（農作業小屋）90万棟，倉庫等66万棟で，ほとんどの組合員がこの建物共済に加入しており，複数棟に加入している農家もある。ただし，農家戸数減少に伴う組合員数減少によって，加入棟数は90年（679万棟）に比べ約６割になっている。

共済掛金は251億円，事務費賦課金は182億円（計434億円）であり，共済金支払は179億円（31,959棟）である。なお，１棟当たりの平均共済金額は1,154万円で，共済掛金は火災共済が8,024円/棟，総合共済が11,457円/棟である。

(注14) なお，農協が扱っている建物の共済は，長期143兆円，短期1.7兆円である。

g　農機具共済

農機具共済には農機具損害共済と農機具更新共済の２種類があり，農機具損害共済は５万円以上の農機具を対象にした１年の短期共済（掛け捨て型）で，自然災害，衝突，転覆等の事故による損害を補償する。一方，農機具更新共済は３～10年の積立型であり，事故に対して補償するとともに，共済満期時に減価共済金（買い換え更新資金）が支払われる。加入限度額は2,000万円と農機具の新調達価額の低い方である。

農機具損害共済の加入（14年度）は767千台，共済金額１兆6,770億円であるが，農機具更新共済は3.5千台，共済金額60億円と加入者は少ない。両者を合わせた共済掛金は55億円，事務費賦課金が18億円（計73億円）であり，共済金支払は34億円（事故26,260台）である。

(4)　農業共済組合の収支

14年度の農業共済組合の収支（事業勘定，全国計）をみると（第２表），共済掛金の収入は1,016億円で，共済金の支払いは975億円であり，また国・連合会に保険料を400億円支払い，保険金を583億円受け取っている。農業に関する災害は地域や年による偏在・変動が大きく（第１図），農業に対する

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　農業共済組合の収支（2014年度，全国計）

〈事業勘定〉

（単位　億円）

収　益		費　用	
共済掛金	1,016	共済金支払	975
保険金	583	保険料	400
責任準備金戻入	184	責任準備金繰入	180
診療収入	147	診療諸掛	257
技術給付金	107	業務勘定繰入	190
その他	185	その他	125
計	2,222	計	2,127

〈業務勘定〉

（単位　億円）

収　入		支　出	
受取補助金	387	人件費	532
事業勘定受入	190	損害防止費	52
賦課金	128	普及推進費	42
受取利息	49	施設費	42
損害防止収入	26	業務費	40
その他	122	その他	194
計	902	計	902

資料　農林漁業信用基金「農業共済財務主要統計」
（注）　農業共済を扱っている市町村の勘定を含む。

第1図　農業共済の災害率（金額）の推移

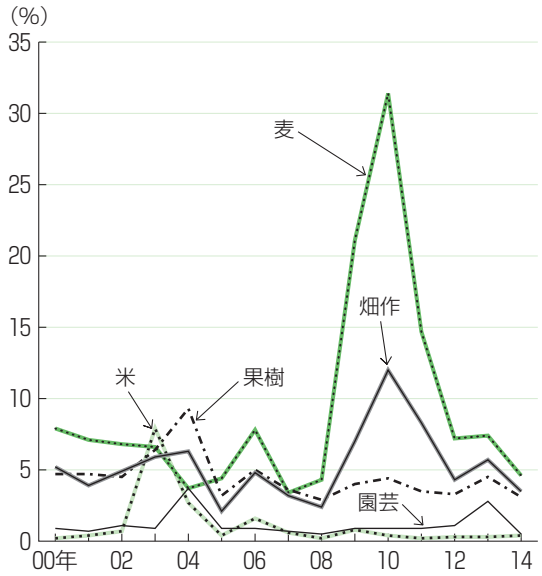

資料　農林水産省「農業災害補償制度農作物統計表」

保険（共済）は他の保険に比べて特別のリスク対策が必要であり，連合会・政府による保険・再保険の仕組みによって共済金支払が多額になった場合のリスクを分散させている。そのほか農業共済の収入として診療収入（家畜診療所）147億円，技術給付金収入107億円等がある。また，業務勘定の収支をみると，収入は補助金387億円，賦課金128億円，損害防止収入26億円等であり，費用は人件費532億円，損害防止費52億円，普及推進費42億円，施設費42億円，業務費40億円，事務費21億円等である。

連合会の主な収入は，保険料（組合からの支払い）433億円，交付金125億円であり，主な支出は保険金（組合に対する支払い）552億円，再保険料48億円，再共済掛金99億円である。また，業務勘定をみると，主な収入は補助金42億円，受取利息41億円であり，主な支出は人件費87億円，普及推進費16億円である。

なお，16年度における農業共済に関する国の予算額は886億円であり，国はこの予算によって再保険，組合事務費補助，共済掛金助成（国庫負担）を行っている。

3　収入保険を巡る内外の動向

(1)　WTO対応としての収入保険の検討

世界的に収入保険を巡る議論が盛んになったのは，ウルグアイラウンドにおいて価格支持政策を中心とする農業保護（AMS）の削減を迫られるなかで，収入保険が削減対象にならない「緑の政策」となる可能性が出てきたからである。(注15) EUはマクシャリー

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

改革（92年）で直接支払いを導入することによってAMSの削減を進めたが，米国は96年農業法において不足払いを廃止し，固定支払いと収入保険を導入した。

日本では，農業共済は自然災害等に伴う生産量減少のリスクに対処する仕組みとして位置づけられ，農産物の価格変動に伴う市場リスクに対しては，かつては米麦の食管制度に代表されるように価格支持政策や需給調整政策による価格安定を行ってきた。しかし，80年代後半以降の円高に伴って内外価格差が拡大するなかで，農産物・食品の輸入自由化や規制緩和が進み，それまでの制度を維持することが次第に困難になった。さらにそれに追い打ちをかけるように，ウルグアイラウンドで農業保護（AMS）削減の合意がなされ,「黄の政策」の削減のため価格支持制度の改革が迫られた。こうしたなかで，90年代末に「緑の政策」となる可能性のある収入保険に関する関心が高まり，米国，カナダの収入保険の紹介が行われ，農業共済に関する研究も行われた。

しかし，最終的には，米，麦等に対する価格支持制度の改革が行われ，新たな経営安定制度が導入されたものの，日本では収入保険の導入は見送られた。

（注15） 辻井博「農業経営安定化政策（粗収入保険）の意義と問題点」（1997），生源寺眞一「21世紀農政の展望と農業共済」『農業共済の経済分析』第２部第６章（2001）。ただし，収入保険は無条件で緑の政策になるわけではなく，「緑」になるためには一定の条件を満たす必要がある。

（2） 米国の作物保険と収入保険

ところが，ここにきて日本で収入保険の議論，検討が再び浮上してきたのは，TPPという新たな国際的枠組みが進展したことと，米国で収入保険の普及率が高まり新たな展開を示しているためである。

米国では，農業保険の制度は1938年に設けられたが，90年代前半までは農家の農業保険加入率は低かった。しかし，94年に連邦作物保険改革法によって作物保険制度の改革が行われ，その結果，作物保険（災害による収量減少を対象とした農業保険）が急速に普及し，また同時に収入保険パイロットプログラムが始められた。さらに，96年農業法では，不足払いを廃止して固定支払いを導入するとともに，価格変動リスクへの対応策として収入保険が導入された。

94年に米国で導入された作物保険はCAT（Catastrophic Crop Insurance：大災害作物保険）とMPCI（Multiple Peril Crop Insurance：複合危険作物保険）であり，CATは自然災害等によって単収が基準単収（過去実績）の50％を下回った時に，下回った分の収量に基準価格（FCIC［連邦作物保険公社］が設定）の55％を掛けた額の保険金を支払うというもので，政府が保険料を全額助成する（ただし加入者は一定の手数料を支払う）。また，MPCIは，農家の選択で保険料の一部を負担することによりCATより高い保証を得るものであり，現在はAPH，YPという名称になっている（第３表）。

一方，96年に導入された収入保険はCRC（Crop Revenue Coverage：作物収入保証保険）であり，価格や単収が低下して農産物販売収入が減少した場合に，収入保証額

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　米国の作物保険と収入保険

作物保険	CAT（Catastrophic Crop Insurance） 大災害作物保険	通常年（過去4−10年）の平均単収の50%を下回った場合，下回った分について予想市場価格の55%を支払う。保険料は全額政府が負担するが，加入する作物ごとに300ドルの手数料を支払う。
	APH（Actual Production History） 過去実績生産保険	CATでは不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証（50〜85%）を行う保険。保証価格は期待予想価格（FCICが決定）の55〜100%の範囲で加入者が選択し，選択した条件に応じた保険料を支払う。
	YP（Yield Protection）収量保証保険	基本的仕組みはAPHと同じ。適用される価格はARHと異なり作付前先物価格を使用。
	AYP（Area Yield Protection） 地域収量保証保険	個々の農場の収量ではなく，郡ベースの収量をもとに保証する作物保険。
収入保険	RP（Revenue Protection）収入保証保険	単収低下と価格低下によって実際の販売収入が収入保証額（基準単収×基準価格×保証率）を下回った場合に，下回った分を補償。
	ARH（Actual Revenue History） 過去実績収入保険	果樹を対象に単収，価格，品質低下によって実際の販売収入が過去の平均単収×保証水準を下回った場合に補償。
	ARP（Area Revenue Protection） 地域収入保証保険	AYP（作物保険）と同様に郡ベースの収入額をもとに収入を保証。
	WFRP（Whole Farm Revenue Protection）総農場収入保証保険	経営単位の農業収入が基準収入（過去の平均収入×保証水準［50〜85%］）を下回った場合に補償する収入保険。

資料　CRS Report “Federal Crop Insurance: Background”等をもとに作成

（基準単収×基準価格と収穫時価格の高い方×保証水準）と実際の販売収入の差額が保険金として支払われる。さらに99年には，経営単位での農業収入全体を保険の対象にするAGR（Adjusted Gross Revenue：調整粗収入保険）が導入された。AGRは，当該年度の農業収入が収入保証額を下回った場合に，その差額の一定割合が保険金として支払われるというものであるが，保証水準はそれほど高くなく，加入者は少数にとどまった。

現在の収入保険の中心はCRCを受け継いだRP（Revenue Protection：収入保証保険）であり，米国の収入保険全体（金額）に占めるRPの割合は95%になっている。一方，経営単位の収入保険は，15年にAGRより保証上限額や保証水準が高いWFRP（Whole-Farm Revenue Protection：総農場収入保証保険）に変わり，WFRPはほとんどの州で導入されたものの，加入者はAGRと同様に依然として少ない。(注16)

（注16） このほか，米国には果樹，畜産を対象とした収入保険があり，酪農についてはマージンを補償する利幅保険MPPが設けられている。なお，米国で作物保険，収入保険を管理・運営しているのは米国農務省リスク管理局（RMA）と連邦作物保険公社（FCIC）であり，民間の保険会社（18社）が保険を販売し（末端では代理店が販売），政府がそこに助成金を支給している。

（3）　カナダにおける収入保険の展開

カナダでは1958年の農業安定化法によって価格支持政策と作物保険が設けられたが，カナダは米国よりも早く91年の農業所得保証法で収入保険を導入し，米国の収入保険はこのカナダの制度から学んだと指摘されている。

91年にカナダで導入された収入保険はGRIP（Gross Revenue Insurance Plan：粗収入保険計画）とNISA（Net Income Stabilization Account：純所得安定口座）であり，GRIPは，算定収入額（実際の販売収入額＋作物保険

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

額）が目標収入額（基準単収×支持価格×保証水準［70～90％］）を下回った場合にその差額が支払われるものであるが，国，州政府，生産者が３分の１ずつ負担する制度であったため財政負担が重くなり，95年に終了した。

一方，NISAは畜産物以外の穀物，野菜，果樹等を対象にしており，加入農家は基準収入を上回った際に収入の３％を積み，それに国が２％，州政府が１％（計３％）を上乗せする。加入者は収入が過去５年間平均を下回った際にこの口座から引き出せるが，NISA口座に積み立てられた資金は農業から引退した際にその後の年金財源として利用できる。NISAは農家に好評で加入率が高かったが，積立てという性格が強くなって農業経営安定という本来の目的と乖離したことが問題視され，03年に終了した。

2000年からCFIP（Canadian Farm Income Protection：カナダ農場所得保証制度）が導入されたが（過去の平均農業所得の70％以下になった場合，差額分が支給される制度），04年からはNISAとCFIPを統合する形でCAIS（Canadian Agricultural Income Stabilization：カナダ農業所得安定化制度）が発足した。しかし，このCAISも09年から始まったBRM（Business Risk Management）によって，①AgriInvest（NISAを継承した積立型），②AgriStability（CAISを継承した所得安定制度），③AgriRecovery（自然災害に対する緊急対策），④AgriInsurance（通常の作物保険），の４つの農業セーフティネットの一部として再編された（第４表）。

第4表　カナダの農業セーフティネット制度

AgriInvest	かつてのNISAの仕組みを継承した積立型。生産者は純販売額（販売額−資材費）の1.5%を口座に積立て政府が同額を拠出。必要とする時に口座から引き出せる。
AgriStability	実際の農業所得が基準農業所得（過去5中3の平均）の70%を下回った場合，低下分の7割を支払う収入保険（3割は生産者が負担）。
AgriInsurance	自然災害によって発生した損害を補償する作物保険。保険料と管理料の一部を政府が負担。
AgriRecovery	大規模な自然災害など他の事業では対応できない被害に対処する緊急対策。

資料　松原豊彦「カナダの次世代農業・食料政策」等をもとに作成

（4）「温州みかん所得共済制度」と「漁業共済・積立ぷらす」

近年の日本における収入保険導入の検討は，米国，カナダの収入保険を参考に進められてきた感があるが，実は日本でも，「温州みかん所得共済制度」や「漁業共済・積立ぷらす」など共済制度を活用した収入保険型の制度はこれまでも試みられてきた。

温州みかん所得共済制度は，災害補償を目的とした共済だけでは農業収入を安定化させることは出来ないとして，73年に愛媛県の事業（国の果樹共済の補完事業）として導入されたものである。その仕組みは，収量変動，品質変動，価格変動の合成としての単位面積当たりの基準生産金額を定め，みかん農家の販売収入が基準生産金額を下回った際にその差額を補てんするものであり，価格変動の要素も組み込んだところが他の農業共済にはない新しい仕組みであった。この制度は，その後果樹共済のなかに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

災害収入共済が設けられたこともあって94年に終了したが，市場リスク対策も含んだ収入保険の先駆的取組みであったと評価できよう。(注17)

漁業共済は，農業共済より22年遅く69年に制定された漁業災害補償法によって開始されものであり，その内容は，①漁獲共済（不漁等による漁業収入減少を補償），②養殖共済（養殖魚の死亡，流失等を補償），③特定養殖共済（特定の品目について品質低下による減収を補償），④漁業施設共済（養殖施設，定置網等の損傷・流失等への補償）である。この漁業共済において，08年より生産者が基金に積立てを行い（さらに国が同額を積立て），収入が減少した際に補てん金が支払われる漁業経営安定対策事業（「旧積立ぷらす」）が開始されたが，さらに民主党政権時代の11年に，国の助成割合を高く（生産者１国３の割合）した資源管理・漁業所得補償制度（「積立ぷらす」）が導入された（13年より「資源管理・漁業経営安定対策」に名称を変更）。この「積立ぷらす」は，漁業共済を活用した収入保険型の制度であるということができ，加入できるのは資源管理計画・漁場改善計画に参加し漁業共済に加入している漁業者であるが，「積立ぷらす」は漁業者に好評で現在７割近い漁業者が加入している。

(注17) 詳しくは，永木正和「果樹共済事業」『農業共済の経済分析』第２部第７章（2001），「農業経営安定対策としての収入保険導入の課題」『農林金融』2002年８月号参照。

4　収入保険の検討状況とその問題点

(1)　収入保険調査事業の内容

以上説明したように，日本では90年代末に収入保険に対する関心が一時高まったものの，収入保険の導入は見送られた。しかし，TPPや米国の動向を受け，再び収入保険への関心が高まり，第二次安倍政権のもとで策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」（13年12月）において収入保険制度の導入検討が盛り込まれ，14年度予算に収入保険制度等検討調査費（3.2億円）が計上されて調査事業が開始された。

14年度の調査では，青色申告を行っている認定農業者4,000経営体（個人3,000，法人1,000）に対して，過去７年間のデータを収集し分析を行うとともに，アンケート調査を実施した。また15年度には，全国の1,000の経営体（個人750，法人250）に対して実際に収入保険を導入した場合の検討を行い，16年度は，２年間の調査結果を踏まえ，制度の実施方法等を検討するための事業化調査と，保険料，保険金の水準を決定するのに必要な過去の収入データの収集・分析を行っている。

農林水産省は，これまでの調査結果を踏まえて16年中に収入保険の具体案を提示し，この秋に設置した研究者，農業共済関係者，農業者等からなる有識者会議で検討を行い，17年の通常国会に関連法案を提出する方針である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(2)　導入が検討されている収入保険案

これまでの検討を経て，現在，導入が検討されている収入保険の内容は，以下のとおりである。

①対象‥‥青色申告を５年間継続して実施している個人，法人。

②対象収入‥‥米，麦，野菜，果実，花き，畜産物など農産物（加工品を除く）の販売収入全体（所得ではない）。

③補償の仕組み‥‥当年の農業収入（税申告ベース）が補償限度額（基準収入［過去５年間平均］の一定割合［例えば９割］）を下回った場合に，下回った分の一定割合（例えば９割）を補てんする。例えば，過去５年間の平均が800万円で当年度の収入が600万円の場合，108万円の保険金支払いがある。

④保険‥‥保険料は収入の一定割合とする。例えば保険料率を５％，基準収入（過去の農産物販売額）を800万円とすると，保険料は40万円になる。なお，掛け捨て方式か積立方式かはまだ決定していないようであるが，大きい減収分（例えば８割以下）は掛け捨て方式，小さい減収分（例えば８～９割）は積立方式（保険金支払いがない場合，繰り越せる）という組み合わせになる可能性がある。

(3)　行政レビューにおける評価

この収入保険に関する調査事業が，内閣府行政改革推進本部が実施している16年度の行政レビューの対象となり，６月にその結果が公表された。それによると，外部有識者６人のうち，本事業が「現状通り」とする者はなく，「一部見直し」が２人，「抜本的見直し」が３人，「廃止」が１人であった。

見直しの理由として挙げられたのは，収入の過少申告等のモラルハザード発生の防止策が十分検討されていないこと，閣議決定を受けた実施を前提とした調査であり調査方法や調査内容が不十分であること，価格が下落した場合の国費投入の有無や規模が決定していないなどであり，制度設計，事業化計画自体が時期尚早であるとの厳しい意見もあった。

行政レビューのヒアリングはわずか１時間であり，外部有識者といっても農業共済や農業政策に精通した者は少なく，これらの指摘が全て妥当なものであるかは疑問であるが，行政レビューで指摘された問題点は，一般の国民，農業者の素朴な疑問と共通していると考えられ，農林水産省は制度導入にあたってこれらの疑問点に答え，収入保険を持続可能な制度にする必要があろう。

(4)　収入保険導入の問題点と課題

a　求められるさらなる研究と検討

収入保険については，「活力創造プラン」「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定を受けて調査事業が進められ，収入保険に関する国民，農業者の十分な理解と議論がないままに，TPP対策として過度な期待が先行したことは否めないだろう。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

米国やカナダの制度については，これまで吉井邦恒氏等によって詳細な紹介が行われ，農業共済については，02年に多くの研究者による『農業共済の経済分析』がまとめられたが，その後，収入保険や農業共済に関する研究は多くは行われていない。今後，有識者会議等を通して収入保険の具体案が明らかになるであろうが，導入される収入保険が実際に多くの農業者に活用され農業経営安定に寄与する制度となるためには，以下のような点に関してさらなる研究と検討が必要であろう。

b　現行制度との整合性

現在導入が検討されている収入保険の案は，農業収入全体の安定化を目的にした米国のWFRP（総農場収入保証保険）に似た制度のようであるが，日本では現在，米，麦，大豆，砂糖原料，牛乳，野菜など品目ごとの経営安定制度が存在しており，さらにTPP対策として牛肉，豚肉の「マルキン」の法制化と保証水準の上乗せが検討されている。農業者がそれに加えてさらに収入保険に加入することのメリットはどこにあるのかを明確にする必要がある。

政府は，民主党政権時代に導入された戸別所得補償（現在は「経営所得安定対策」）を18年度で廃止し，米の生産調整見直しとともに収入保険を導入するとしているが，鈴木宣弘氏が指摘するように,「岩盤」の制度がないままに収入保険のみで稲作の経営安定，所得確保を実現することはできない（『農業収入保険を巡る議論』）。米国でも収入保険だけで農業経営安定を実現しているわけではなく，収入保障，不足払い，収入保険の３層構造によって農業経営の安定化を行っており（服部（2016），平澤（2014）），収入保険のみでは農業所得の確保は実現できないことを認識する必要がある。

c　経営単位収入保険の問題点

米国で最も普及している収入保険は品目別の販売収入を対象にしたRP（収入保証保険）であり，経営単位で農業収入全体を対象にするWFRP（総農場収入保証保険）の加入者は非常に少ない。確かに，複合経営では全体の収入と所得が問題であり，収入全体を保証する利点もあろうが，全体の収入でみると一部の品目の減収が他の品目の増収で補われるということがあり，その分，保険金受取額が少なくなる。現在の農業共済で全相殺方式が好まれていないように農家は総収入を対象にした保険を好まないと考えられる。そのため，日本で農業収入全体を対象とした収入保険を導入しても，加入者は米国のWFRPと同様に多くならない可能性がある。

こうした問題点があるため，日本で導入する収入保険は価格変動の激しい果樹，野菜部門に限定し，これまでの災害収入共済方式に価格の要素を加える制度として出発した方が現実的な道だと考えられる。

d　対象者を限定する問題点

もう一つの大きな問題は，収入保険の対象が青色申告を行っている経営体のみであ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

るということである。不正受給を防ぐためにはやむを得ない条件ではあるが，現在，青色申告を行っている農業経営は全体の２割程度（40万戸）しかおらず，対象者を限定すると，収入保険が日本農業全体を支える制度にはならない。また，大規模な企業的農業経営も収入保険の対象にすると，収入保険を支える政府の助成金が一部の大規模経営体に集中するという問題もある。漁業共済の「積立ぷらす」の加入率が非常に高いのは，青色申告を前提にしていないためである。

e　保険としての成立可能性と財政負担

自然災害は地域的偏りや年による変動が大きく，また農産物価格の変動には構造的要因も働くため，農業に対する保険・共済は一般の保険とは異なって「大数の法則」が適用できず，制度を維持するためには政府による支援が不可欠である。漁業共済の「積立ぷらす」や稲作等の経営安定対策も助成金を前提として運営されており，米国でも作物保険や収入保険の掛金や事務経費に対する政府の助成措置が設けられている。

したがって，行政レビューで指摘されたように，日本で収入保険を導入すると政府の財政負担がどの程度発生するのかを明らかにする必要があり，その結果生れる財政支出がWTOの農業保護（AMS）とどう関係するのかという検討も必要になるであろう。

このように収入保険についてはまだ検討しなければならない問題点が多くあり，今後研究者による総合的な検討と国会での十分な審議が必要であろう。こうした多方面にわたる検討を行うことにより，導入される収入保険制度が現実に農業経営の安定化に寄与し多くの農業者に活用されるような制度となることを期待したい。

5　農業共済の今後の方向

(1)　農業構造の変化と農業共済制度のあり方

本稿で紹介したように，日本の農業保険は農民の窮状を救済しようとする高い志をもって開始されたものであり，それを引き継いだ戦後の農業共済制度は，日本の農村集落が有する相互扶助の仕組みに根差し，モラルハザードの発生が少なく推進費用も低い優れた制度として存続してきた。農業共済によって農業経営と農村社会の安定が図られ，農業共済制度は日本の食料安全保障に大きく貢献したと評価することができる。

しかし，日本農業は担い手の高齢化に直面しており，今後，離農する農家が増加するなかで農地集積や法人化の進展が見込まれており，農業共済制度もこうした農業構造の変化を見据えて改革を進める必要がある。特に，これまで農業共済が基盤としていた農村集落が弱体化し，共済部長の選出が困難になっている地域もあり，推進体制や損害評価の仕組みを再検討・再構築する必要が出てくるであろう。ただし，それによって農業共済の利点であった農村の相互扶助を基礎とした推進体制や評価体制その

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ものを崩壊させてはならず，改革は漸進的に進めることが望ましい。

また，当然加入の見直しを検討するとの報道が一部にあったが，当然加入によって相互扶助の原理が働くとともに逆選択が回避でき，米・麦の共済は農業共済組合の財務の安定に寄与する役割を果たしており，当然加入の見直しはこうした点に十分配慮し慎重に進めるべきである。また，農業共済の建物共済は組合員全体で農業共済組合を支える重要な手段になっており，低コストの農業共済を続けるために工夫されてきたこれまでの仕組みは正当に評価すべきである。

農業共済が日本農業に果たしてきた役割は今後も重要であり，農業者の農業共済に対する期待は依然として大きい。特に，農業共済が運営している家畜診療所には多くの獣医師がおり，畜産農家に技術的アドバイスを行う体制が整備されており，畜産・酪農において家畜共済と家畜診療所は非常に重要な役割を果たしている。こうした農業共済の優れた側面は今後も維持すべきであり，食料安全保障や地域経済の安定のためそれを政府が支えていく体制を継続していく必要がある。

(2)　農業支援体制の再構築と農業共済

収入保険の対象を一部の農業経営体に限定することには問題があるが，日本の農業経営の今後の発展を考えた場合，農業経営における簿記・会計の整備・強化が必要なことは確かである。この問題は「農業経営管理支援」として提起され，これまで農協が取り組んできたことであるが，今後，農業共済組合が収入保険を取り扱うようになると農業経営管理に農業共済組合も深く関係するようになり，農協の営農指導事業は農業共済との連携を深める必要があろう。

また，農業共済の家畜診療所には，畜産技術の専門家である多くの獣医師が働いており，家畜診療所は家畜共済や診療活動を通じて畜産農家の技術・経営情報を有しているため，畜産・酪農分野における農業経営支援は家畜診療所を一つの核として再構築していくべきであろう。

いずれにせよ，農業保険・農業共済を導入した初期の情熱と理念を再確認し，農業共済が今後も日本の農業，食料生産を支える組織として発展していくことを期待したい。

＊本稿の執筆に際し，全国農業共済協会の伊藤和幸部長より資料収集等の協力をいただき，また岡山県，山口県，宮崎県，鹿児島県の各NOSAI連合会・組合に取材協力をいただいたことに感謝いたします。

＜参考文献＞

・長谷部正・吉井邦恒編著（2001）『農業共済の経済分析』農林統計協会
・辻井博（1997）「農業経営安定化政策（粗収入保険）の意義と問題点」『農業と経済』12月号
・永木正和（2002）「農業経営安定対策としての収入保険導入の課題」『農林金融』８月号
・星勉ほか（2015）『農業収入保険を巡る議論　我が国の水田農業を考える』JC総研ブックレットNo11，筑波書房
・庭田範秋・平田仁（1972）『農協共済発展論：協同組合保険の歴史と現実』共済保険研究会
・吉井邦恒（1996）「農業収入保険制度への接近──カ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ナダのGRIPを事例として──」『農業総合研究』第50巻第３号
・吉井邦恒（1998）「アメリカの収入保険制度」『農業総合研究』第52巻第１号
・吉井邦恒（2014）「わが国における農業収入保険をめぐる状況──アメリカの収入保険AGRを手がかりとして」『保険学雑誌』第627号
・吉井邦恒（2016）「アンブレラ型の農業セーフティネットとしての収入保険制度について－」日本保険学会関東部会報告資料
・小沢健二（2006）「カナダ農業のセイフティネット計画の現状──CAICの運用を中心に──」農林水産省「主要国の農業情報調査分析報告（平成17年度）」
・松原豊彦（2010）「カナダの次世代農業・食料政策──農業セーフティネット政策を中心に──」農林水産省「主要国の農業情報調査分析報告（平成21年度）」
・松原豊彦（2014）「カナダ - 穀物価格高騰と新農業政策 - Growing Forward 2」谷口信和編『日本農業年報60　世界の農政と日本』第５章
・荒幡克己（2016）「米生産調整配分廃止と水田農業を支える経営安定対策」谷口信和編『日本農業年報62　基本計画は農政改革とTPPにどう立ち向かうのか』第９章
・福留竜太郎（2013）「わが国と諸外国の農作物保険制度──米国の連邦農作物保険制度を中心に──」『損保総研レポート』第105号
・田中栄嗣（2016）「わが国農業保険の今後と諸外国の農業保険におけるICTの活用事例」『損保総研レポート』第114号
・J.W.Glauber（2013）“The Growth of the Federal Crop Insurance Program 1990-2011,” *American Journal of Agricultural Economics*, 95 (2).
・J.W.Clauber and P. Westhoff (2015) “The 2014 Farm Bill and the WTO,” *American Journal of Agricultural Economics*, 97 (5).
・D.A.Shields（2015）“Federal Crop Insurance: Background” CRS Report.
・平澤明彦（2014）「米国2014年農業法の農業所得安定化政策」『農林金融』12月号
・平澤明彦（2016）「農産物の安値に直面する米国の農業所得経営安定化政策──成立から３年目の2014年農業法──」『農林金融』９月号
・服部信司（2016）『アメリカ2014年農業法──収入保障・不足払い・収入保険の３層構造』農林統計協会
・生源寺眞一（2006）『現代日本の農政改革』東京大学出版会
・小野征一郎（2015）「資源管理・漁業経営安定対策の検討──漁業を中心として──」『東京海洋大学研究報告』第11巻
・佐々木市夫ほか（2003）『農業経営支援の課題と展望』養賢堂
・稲本志良編（2012）『農業経営発展の会計学』昭和堂
・清水徹朗（2013）「農業所得・農家経済と農業経営──その動向と農業構造改革への示唆──」『農林金融』11月号
・清水徹朗（2014）「農協営農指導事業の改革方向」『農林金融』12月号

（しみず　てつろう）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

フランスにおける農業指導の組織と役割

桂　瑛一
〈信州大学・大阪府立大学 名誉教授〉

〔要　　旨〕

わが国の農業指導のあり方を考える手がかりを得る目的でフランスにおける農業指導の実態を見聞する機会を得た。技術・経営・販売の一体的指導を行う農協，技術指導中心の農業会議所，記帳と税金申告の代行を含む経営指導中心の農村経済コンサル協会を調査対象とした。いずれもが生産者の主体性を尊重する仕組みの全国に展開する組織であり，相互に分担し連携する体制になっている。農協は経済事業収入，農業会議所は国の補助，農村経済コンサル協会は料金収入がベースであるが，前二者にも料金を徴取する動きがある。

組合員の経営発展を志向する農協，地域農業の振興を掲げる農業会議所，税金の申告代行にとどまらない高度の経営指導をあるべき姿として見据える農村経済コンサル協会，それぞれの組織の指導に関するより現場に立ち入った実態の確認と，それを踏まえた当事者の今後への模索の方向と課題認識に，わが国の農業指導のあり方に関する手がかりを見出すことが今後の調査研究の課題である。

目　次

はじめに
1　フランス農業と農業指導の概要
2　農業協同組合における農業指導
3　農業会議所における農業指導
4　農村経済コンサル協会における農業指導
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

わが国の農業は担い手の高齢化に直面しており，後継者や新規参入者の育成・確保が不可避となっている。一方，長寿時代の今日，身の丈に合った所得目標に健康と生きがいの要素を加味しながらも，技とコツを駆使した元気な高齢者の農業を積極的に位置づけることも重要である。質の高い豊かな食生活に配慮した食料自給率の向上と農業の多面的機能の高揚などは高齢者農業にも期待され，農業指導への期待も大きい。

農協の営農指導はこれまで部会活動を軸に営農指導員を配置して展開されてきたが，担い手の高齢化で元気をなくしている部会が少なくない。営農指導は農協の基軸であり全体で支えるべきとの考えから収益性の高い信用・共済事業でコストを賄ってきたが，准組合員が増大するなかでは従来の考え方に依存しにくくなっている。また，わが国には行政が担う協同農業普及事業が存在し，農協の指導との二本立てになっているが，農業就業人口の減少で普及事業も予算の削減や担当職員の減員が行われている。

営農指導と普及事業は技術と経営の指導を担うとされているが，これまでどちらかというと技術指導に重点が置かれてきた。近年はとくに農協が農業簿記の記帳と税金の申告を代行する業務を皮切りに経営指導に取り組む動きがみられる。法人化や集落営農の進展さらには新規参入の機運もあり，規模拡大が進みつつある点も見落とせない。農業指導の質的高度化の必要性が高まっていると考えられ，今後の農業指導のあり方に検討を加えることが課題になっていると言える。

こうした問題意識を背景に，わが国の農業指導の今後のあり方を考える手がかりにするため，世界に冠たる農業国とされるフランスにおける農業指導の実態を見聞する機会を得た。調査研究はなお継続中であり，あくまでも中間報告に過ぎないが，ここにフランスの農業指導の概要をまとめてみることにしたい。

1　フランス農業と農業指導の概要

農業指導の背景をなすフランスの農業は，わが国に似た変化を遂げているところがある。その意味では，フランスの農業指導はわが国と共通する事態に直面していることが想像される。ともあれ調査の過程で得た情報からフランス農業の特質として下記の５点があげられる。

①農家戸数が減少するなかで規模拡大が進行しており，家族経営が主体であるが，法人経営が増加している。

②フランスの農業生産はEUの20%を占め多様な作目の農業が行われているが，農業生産は減少傾向にある。

③農地は国土面積の50%弱にのぼるが減少している。

④農業所得は減少しており，一つの対策として有機農業や生産者直売が増加している。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

⑤農業への国民の評価は高く支援の意識も強いが，農業関連の公的助成は減少している。

次に，フランスにおける農業指導の概要をみると，極めて多様であり，有機農業といったように指導の領域を絞って専門的な指導にあたる小規模な組織も多数存在している。フランス農業省がまとめた農業指導の組織と指導にあたるスタッフの人数は第１表のとおりであるが，この表に農業指導のすべての組織が網羅されているわけではない。

フランスでは，農業協同組合，農業会議所，農村経済コンサル協会の３つの組織が農業指導の主な担い手になっている。その役割には地域によって微妙な違いがみられ変化している面もあるが，大きくは農協が技術・経営・販売の一体的指導，農業会議所が技術指導，農村経済コンサル協会が経営指導を担い，相互に連携をとりつつも役割を分担している。また，必要に応じ他の専門的な指導組織に協力を仰ぐ取組みになっている。調査を実施したのはこれら３つの組織であり，調査地はパリおよび園芸と畜産の盛んなMaine et Loire（メーヌ＝エ＝ロワール）県（県都Angers〔アンジェ〕）とLoire Atlantique（ロワール＝アトランティック）県（県都Nantes〔ナント〕）である。

2　農業協同組合における農業指導

調査農協Fleuron d'Anjouの本部はパリの西南300km，TGV（フランス高速鉄道）で１時間30分に位置するMaine et Loire県の県都アンジェの郊外にある。前身は1962年に設立された出荷組合（サンジカ）であるが，やがて農協に組織替えされている。また，2006年を皮切りに農協が100%出資する４つの子会社（卸売，貿易，苗生産，物流）を設立している。組合員は115人，職員は250人，子会社の社員は130人で，売上高は農協が4,000万ユーロ，子会社が3,000万ユーロである。

スタッフは第２表に示すとおりで，事務所はポンドセとソミュールの２か所に分かれている。ポンドセ周辺は花き生産が盛んであり，ソミュール周辺は野菜と果物が中心である。農協には花き部門と野菜部門が設置され，各２人の生産技術担当が配置されている。組合の

第1表　農業指導組織別の指導員数

（単位　人）

農業指導組織	指導員
半公的組織	7,765
Chambres d'agriculture（農業会議所）	6,000
Instituts techniques agricoles（農業技術研究組織）	1,265
ONVAR（農業にかかわる全国組織〔CASDARの補助を受けている組織〕）	500
他の組織	10,630
Cooperatives（農業協同組合）	7,500
Organismes specializes（専門分野の指導組織）	2,880
FNAB（有機農業の指導組織）	250
民間の組織	5,000
Entreprises privees（民間の指導組織）	5,000
合　計	23,395

資料　フランス農業省の資料を基に作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　Fleuron d'Anjouの営業部門における職員配置

（単位　人）

担当部署	事務所		合計
	ポンドセ	ソミュール	
営業販売	12	7	19
準備･調整	1	―	1
生産技術	2	2	4
品質検査	1	2	3
販売拡大	2	―	2
マーケティングサービス	（共通　2）		2
合　計	18	11	31(注)

資料　Fleuron d'Anjouの内部資料
（注）　マーケティングサービスの2人を含む。

本部はポンドセにありマーケティングサービス部と花きの配送施設が併設され，別途２か所に選果場がある。組合員との対比では29人に１人の技術者が配置されており，わが国が全農協平均で669人に１人であるのと比較するとはるかに密度が高い。また，技術員１人当たりの売上額は円換算で２億1,450万円であり，わが国の農協平均２億9,152億円と大きくは違わない。

組合員の総会で理事が選出される。理事会では会長と２人の副会長が選出され，副会長は花きと野菜に分かれて総括責任者をつとめる。副会長の下で部署に横断的な専門委員会を設け，生産・販売・経営・技術にかかわる基本方針を決め，それにもとづいて技術者が指導を行う。また，指導の過程で発生する問題については，必要に応じて専門委員会で検討する体制になっている。

農業会議所の指導が目先の個別の問題に終始しがちであるのに対して，農協の指導は組織で決めた基本方針に沿って，組合員を如何に成功させるかという視点での指導であることが強調されている。また決して十分ではないが，農協の指導は農協がリスクを負って行われる点に特徴があり，これが農業会議所や農村経済コンサル協会とは異なる点であるとされる。なお，販売に伴う集荷・選別・貯蔵・出荷等のコストを基礎に算定されている料金を販売額に応じて徴収し指導費用に充てている。

農協に関連する組織として，ナント野菜栽培連盟（CDDM）の調査も行った。同連盟は第３表に示す２つの農協の組合員と３つの生産者組織（販売業務を担う有限会社と株式会社）を利用する生産者を対象に指導を行っている。アンジェの西南100km近く，TGVで30分ほどの距離にあるLoire Atlantique県の県都ナントにあり，５つの構成員から選ばれる理事によって運営されるアソシエーションである。３つの会社は農協に準ずる性格のものであることが強調されており，CDDMの組織形態がアソシエーションであることからすると農協間共同による指導の組織といった性格のものとも言える。

第3表　CDDMの構成員と加入者

（単位　人）

組　織　名	企業形態	加入者	備　考
OCEANE	農協	57	最大手のco-op
VAL NANTES	農協	37	老舗のco-op
LOIRE EUROPE	生産者組織	8	生産者のつくっている有限会社
3Moulins VITAPRIM	生産者組織	10	生産者のつくっている有限会社
NANTEUROP	生産者組織	21	簡易株式会社
合　計		133	

資料　ナント野菜栽培連盟(CDDM)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ロアール川の河口に開けたナントの周辺は野菜生産が盛んで，ノヂシャ，ネギ，キュウリ，ラディッシュ，スズランの５品目はフランスでもトップの産地であるとされ，農業生産全体ではフランスの13.8%を占めている。露地栽培が4,800ha，トンネル栽培が250ha，トマトとキュウリの温室栽培が125haで，270の農場に400人の農業専従者がいて，フルタイム換算で2,500～3,000人の労働者が雇われている。生産者数はやや減少しているが，規模拡大が進み特定の作型に専門化する傾向があり，生産自体は減少していない。野菜の主産地であるだけに，野菜の技術指導に特化し生産者の意思反映が可能な組織を持ちたいとする生産者の意向で作られたアソシエーションである。

12人の指導者が雇用され，その内訳は，ビニールハウス栽培３人，露地栽培３人，農業環境２人，試験・研究３人，技術部長１人である。生産量に応じた生産者の負担金が歳入の60%を占め，30%は国が支給する補助金である。栽培技術の農家間格差が存在するが，CDDMの技術者は最も優れた生産者のレベルにあるとされる。販売面では競争関係にあるが，技術面では協力し合い，CDDMは生産者個人あるいはグループ単位で指導を行う。農協の組合員であるのか販売会社の利用者なのかはほとんど問題にならないとされ，地域全体としてのレベルを向上させることが眼目になっている。

3　農業会議所における農業指導

技術指導を分担する農業会議所に関しては，まずパリにある全国本部（APCA）を訪ね，農業会議所の全国的な概要についての情報を得ることとし，Maine et Loire県ならびにLoire Atlantique県の県農業会議所では農業指導の実態把握を行った。

農業会議所は1924～27年に農業者利益の擁護・代表機関として各地に設立され，66年にそれまで政府が担っていた農業指導を引き継いでいる。「農業者利益の擁護・代表」の役割は，もう一つの柱になっている「農業者の発展を促す技術指導」とともに「農業法典」に明記され，今日においても継承されている。６年に一度，277万人の農業者と５万人の専門農業組織の代表者から88の県農業会議所の代議員が選ばれ，それぞれの県会議所で選出される議長が農業会議所全国本部の常設委員会の委員となる。一方で，県会議所は上部組織である21の州会議所の代議員を選び，そこから選出される州の議長も先の常設委員会の委員になる。なお，全国６か所に農業指導を担当するスタッフのための研修所が付設されており常設委員会が運営している。

農業会議所は総勢7,843人の職員を擁し，そのうち5,800人が農業指導員である。13年の予算規模は全体で7.1億ユーロであり，その42%は地方自治体が徴取する土地税によって賄われ，27%はEUならびに国や地方自

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

治体などの助成金，あとの27%が有料の指導料，４%は農業者が納める年会費などである。80%は県会議所，14.5%が州会議所，4.5%が全国本部に配分され経費に充当される。公的な助成は減少する傾向にあるが，国が求める用務は増加しており，指導の内容次第で有料化を図る動きが生じている。農業指導の実際の担い手は県会議所であり，総勢7,120人が雇用されており，１会議所当たりでは31人から170人で平均すると81人になる。5,800人の農業指導員は県会議所に配置されており，担当分野ごとの人数は第４表のとおりになっている。

農業指導を担う農業会議所の役割は技術指導と明記されているが，具体的な事業リストには経営支援という文言もみられ，職員にも1,010人の農業経営・戦略担当および250人の農業・農村政策と経済担当と称する人達が雇用されている。農村経済コンサル協会が経営収支を手がかりに行う経営改善の指導に技術の立場からコメントを加え，経営部門の組み合わせや農業施設の導入といった経営の組立てについてのアドバイスは農業会議所が行っているとされる。技術と経営が密接に関連していることもあり明確な区分は出来ないにしても，いま少し農業会議所が担う経営関連の指導の特徴を明らかにする必要がある。

一方で，農業会議所が担う事業は政府に委任された公的な事業と会議所で独自に行う事業に大別され，第５表のように整理されている。

政府委任事業の中心は農業会議所に対して地域農業の発展を託する性格のものと考えられ，農業会議所の全体の利益に貢献する事業に重ねることが出来るであろう。生産者個々への指導と言うよりも，生産者の全体レベルを引き上げて農業発展を促すことに力点が置かれている。個別的な支援と言える困難に直面する農業者の支援には，農業発展の足を引っ張る存在をなくするという意味合いが込められているように思われる。ただ地方の会議所にはある程度の自由度があり，地域ごとに一様ではないが地

第4表　農業会議所の主要事業ごとの農業指導員数

（単位　人）

主要事業	農業指導員
畜産	1,290
農業経営･戦略	1,010
環境	985
作物生産	820
土地計画･地域発展･森林	550
食品加工･交流･ツーリズム	475
農業者に対する短期訓練	420
農業･農村政策と経済	250
合　計	5,800

資料　フランス農業会議所（APCA）

第5表　農業会議所が担う事業

1　政府委任の事業
・家畜の識別･血統証明 ・企業の登録 ・建物の情報提供，目録･書類作成指導 ・農業農村開発プログラムの調整 ・農業者の研修
2　会議所独自の事業
a　全体の利益に貢献する事業
・農業農村開発プログラムの調整 ・栽培試験，専門知識の提供 ・情報（CAPや規制変更など）の提供 ・技術革新プロジェクトの支援 ・困難に直面する農業者の支援
b　競争力強化に貢献する事業（限定的）
・個人向けコンサルティング ・農業者の依頼への有料サービス

資料　第4表に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

域固有の個別的な指導にも取り組んでいる。

Maine et Loire県の会議所における農業指導の実際をみておくと，県本部に165人，４か所の出先事務所に15～20人のスタッフがおり，70台のサービスカーを所有している。１万1,000の経営体が存在し，個人経営と法人がほぼ半々である。経営者は38%が50歳以上であるが，平均は46歳である。園芸関係の技術指導は農協が担当するが，ほかにそれぞれ４人のスタッフを雇用してブドウと野菜を指導する２つのアソシエーションが存在し，農業会議所の指導は畜産が中心である。経営，法律，農業，建屋，教育，新規就農にかかわる指導を行っており，年間2,000人の相談があり経営体は減少気味ながら相談件数は増加している。

相談の要請があると現地に出向いて指導にあたる。飼料作物の土壌の肥沃化，家畜の建屋の場所・構造・建築許可，新規就農希望者への補助金申請，税金申告の支援などが指導の中身である。また別途，１日から３日間程度のコースを設けて，病害の自己診断や農薬の適正使用などにかかわる有料の技術研修を実施している。その際に外部のアドバイザーを講師として雇うこともある。なお，農村経済コンサル協会はスタッフも多く生産者に身近な存在であるが，役割を分担し連携する関係にある。会計・経営データの提供を受けて，農業会議所は栽培面の指導，作目の選択，経営発展について検討する役割を担う。

Loire Atlantique県の場合は，170人のスタッフがおり，技術指導を主にしながらもコストにも配慮したアドバイスを心がけている。農業技術の指導，畜舎建築などへの助言，新規参入の支援，農地転用・都市化にかかわる助言，エネルギー関係，直売指導，農業者への生涯教育などが具体的な指導の中身である。管内の優良事例を横に広げ，技術のレベルを地域全体として向上しそろえていくことを目ざしている。農協や農村経済コンサル協会とは共存関係にあると言ってもよいが，ただ農協については物売りのための技術指導になっており，表向きは無償で指導がなされるため，有料が原則である農業会議所の個別指導に影響を与えているとしている。農村経済コンサル協会からはデータの提供を受け指導に活かすことが少なくない。

4　農村経済コンサル協会における農業指導

経営指導を分担する農村経済コンサル協会（Conseil D'Economie Rurale）については，パリにある全国本部（CERFRANCE）で組織の全体にかかわる情報を得ることとし，Maine et Loire県とLoire Atlantique県の地域連合組織（AGC）では農業指導の実態把握を行った。

農村経済コンサル協会の歴史をたどると，フランス各地に作られた技術指導を目的とする生産者の自主的な組織がはじまりである。その後1950年頃になると，生産者の間で経営指導を待望する機運が生じ，各地にそのための自主的な組織が作られた。1901

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

年に制定されていたアソシエーション法にもとづく組織であり，メンバーの平均的なレベルを目安にしながら全体のレベルアップを図るという手法で取組みがなされた。パリの近郊に穀物の生産者が作っていた経営指導のための組織が手本にされたと言われている。やがて国ならびに農業会議所・農協・保険組合といった農業組織が加わって各地のアソシエーションを傘下とする全国組織が作られるに至っている。

各地のアソシエーションは経営指導中心の活動を行ってきたが，68年に付加価値税が導入されて会計士を雇う必要が出てきたため，県レベルの組織CGERが出来，72年には税法の改正がなされ国が認可する組織として複数の県にまたがる地域レベルの連合会CGAHが作られた。その後，92年には全国組織が国と農業組織から独立してCNCERに再編される。85年に会社法が制定されて農家の会社化が進み，会社法や商法にまつわる相談件数が増えたことが独立して自前の組織になる背景になったとされる。その後は組織全体を一体性のあるものにしようと議論が交わされ，05年に，農村経済コンサル協会の各地の組織の名称をCERに統一し，CGAHとCGERについては統合して地域の連合組織AGCに再編している。と同時に全国組織CNCERをCERFRANCEに組織替えし，三段階からなる組織体制が形成されることになる。しかし，各地の組織が自己主張をする機運は収まらず，その後も議論が続けられ，10年に共通の目的の下に一つになることを合意するに至り，これは長い歴史上の画期的な出来事であったとされている。

現在，各地のCERは69，１CER当たりのスタッフは平均165人，顧客は27万7,000人であるが，個々のCERの事業収入は100万ユーロから4,000万ユーロと幅がある。１年間に顧客１人当たりが支払う額は平均2,554ユーロである。税金の申告を代行することや農家の記帳代行も行っており，それにもとづいてメンバーの平均値を算出し経営改善の指標にする取組みを行い，併せて法律相談の件数が増加している現状にある。農家の多角化が進行していることもあり，農家に時間的な余裕がないことがCERに記帳と税金申告を依存する結果になっていると言われている。今後は，都市化地域への対応，デジタル分野への対応，先進農家の強い期待への対応といった課題を抱えているとのことである。

農家が減少し民間の会計事務所との競争が表面化する気配であるが，各地のCERが主体性を尊重する気持ちは依然として潜在しており，合併して生き残りを志向する機運が生じている。組織全体の視点からはむしろ小規模のCERでこそ合併が必要であるが，実際の合併は大・中規模で行われ生存競争の感がないとは言えない状況もある。技術指導が中心の農業会議所よりも農協や会計事務所との競争の激化が懸念されている。ただ，農業会議所については，生産拡大の必要性が低下するなかで国による支援には変化が予想されるとし，また農協は経営主義のきらいがあることから，厳しいなかにもCERの存在意義は大きいとの意見もある。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

Maine et Loire地域のCER管内には200人のスタッフが居て，2,800戸の顧客農家を有し，サービスエリアは半径50kmに及んでいる。規模拡大を志向する農家と直売を目ざす小規模農家に分かれてきており，指導の方向もこうした２つの農家層に対応するものになりつつある。農家ごと，部門ごとの収支を明らかにして平均値を指標に改善を図るべく取り組んでいるが，農協などにも出来ることであり，指導のあり方については見直しが必要であるとされる。規模拡大や新規参入に伴う資金面での指導も課題である。税金の申告代行が事業収入の50%を占めており，CERの経営を支えている現実があるが，税金の申告業務は本来の指導とは違うことをわきまえる必要があるとの意見もあった。

Loire Atlantic地域のCERの場合は，管内のスタッフが220人で，顧客農家2,500戸（ほかに農家以外の顧客1,500人），末端のCER組織は13となっている。長期的な視点に立ってあくまでも農家の発展を最優先で考えることとし，スタッフはプロ意識を持ってレベルの高い指導を目ざすこととしている。農業会議所などの関係組織とも連携し，役割を分担しながら個別またはグループを対象に指導を行っており，100戸ほどの農家がそうした指導の対象になっているが，農家の期待も大きい。農家の40%は会計士と毎年定期的に面談し，ほかのスタッフを含めると年間４～５回，延べ15～20時間を費やしている。しかし，60%の農家は４年に１回程度の面談に終わっている。また，CERの顧客になっている農家は全体の55%ほどである。経営改善の指標を作成して支援することが従来の任務であったが，それに加えて税金対応，CAPの手続き支援，法律相談やコンピューターにかかわるコンサルなどに領域が拡大している。農協は競争相手ではあるが，農協は自らの経営を優先しがちであり，顧客志向を重視しているCERは独自の役割を発揮出来るものと考えられている。

おわりに

建前論ではなく実態に即して具体的に情報を得ることを心がけたが，全体的な概要を押さえるには総論レベルにとどまらざるを得ない面があり，実態把握の不備が痛感される。ここでは農業指導の組織と役割の概要把握を通して得た問題の所在を整理してまとめにかえることにしたい。

フランスでは，農協とアソシエーションは言うまでもなく，国の補助に大きく依存し国の委託による公的な使命を負っているとされる農業会議所の場合も，生産者や生産者組織から代表を選んで運営する仕組みになっている。調査の対象になったCDDM以外にも農業指導を任務とするアソシエーションが存在していたが，生産者が主体的に農業指導の組織を維持しようとしている点に特徴がみられる。

農協では技術と経営の一体的な指導がなされているとみられるが，農業会議所と農村経済コンサル協会では技術指導と経営指導を分担し連携する体制になっている。専

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

門領域を特定した民間の指導組織との連携が活発に行われている現実もあり，専門分化の利点を連携によって享受する行き方が積極的にとられているようにもみえるが，一方で分担の境界が必ずしも明確ではない様子も見受けられる。

農業会議所は技術指導を分担するとしながら，生産者への個別指導ではなく地域農業の全体としての振興・発展が強調されている。その意味合いをもう少し鮮明に理解する必要があるが，少なくとも個別の生産者に対する技術指導はどこがどのように担うのか，役割分担についてさらに正確に把握する必要がある。農業会議所と農村経済コンサル協会の農協に対する厳しい批判があり，両者は農協との連携をあまり積極的に考えているようにはみえない。その間の事情をさらに明らかにしなくてはならない。

アソシエーションである農村経済コンサル協会は公然と指導料を徴取しており，農協と農業会議所においても部分的に指導料金を徴取する動きが生じている。わが国の立場からこのことを如何に理解すればよいのか，料金徴取の現状をより総合的な観点から把握し検討する必要がある。

農協では，積極的にリスクを負担しながら，断片的な指導ではなく農家の経営的発展を見据えた総合的な指導を心がけていることが強調される。しかも，指導のためのコストは販売や資材の購買を中心とする事業収入によって賄っており，場合によっては利益を得ることに主眼を置いた子会社の収入を充てる方式がとられている。農業会議所や農村経済コンサル協会の口からは農協の指導が農協の利益を優先するものになっているとの批判が聞かれるが，コストを捻出せんがために少なくともきわどい取組みがなされていることも想像に難くない。しかし，組合員の目があり，農業会議所や農村経済コンサル協会との競争のなかで組合員を無視した行動には限界があるはずである。そこには農協ならではの独自の役割が期待されている可能性があり，外部からの批判の真偽を突き止めることと同時に，その点を明らかにすることが課せられていると言えよう。

農業会議所に関してはもっぱら技術指導を分担しているとされるが，国からの公的な使命を担う存在であることが強調される。すなわち個々の生産者ではなく地域農業を全体として発展させることに主眼があるとされ，技術のレベルを全体として向上することに力点が置かれているように思われる。ただ地域農業は個々の生産者によって担われており区別しにくいものがあるし，個々の生産者の技術のみならず経営や販売の成果によっても地域農業の行く末は左右される。現に農業会議所では経営にかかわる指導も行われているとされ，農村経済コンサル協会との連携がなされている面もあり，農業会議所の中心的な任務とされる技術指導の考え方をさらに的確に把握することが求められる。わが国の農業改良普及センターとの異同に着目することも一つのポイントになるであろう。なお，農業会議所からも農協批判が聞かれるが，農協との連携は不要なのかど

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

うかについて確認することも重要である。

農村経済コンサル協会は，税金の申告代行を大きな任務としながら経営指導を担う組織であるとの位置づけがなされている。もともと経営指導を期待して作られ税金の申告代行は後年になって加わったものであり，生産者の経営実態を計数的に把握し経営指導に活かせるという利点もある。農家間の相互比較によって経営の改善方策を見出す手法が早くからとられ，会計士による経営診断書が作成されているし，地域によっては個別に突っ込んだ指導がなされるという実態もある。また，現状にとどまらず新たな課題もあり，指導のあり方自体を再検討する必要性も力説される。記帳代行を手段として何をすることがあるべき経営指導なのかについて農村経済コンサル協会の思いをさらに突っ込んで聴取することが求められる。当然のことながら経営指導と技術指導との関連性，言いかえると農業会議所との連携の実態やあり方についてもさらに掘り下げた把握が必要であるし，その場合，農協との連携については如何に考えるのかについても確認する必要がある。

マーケティングに関しては，農業会議所と農村経済コンサル協会は基本的にはノータッチで農協の役割であるとされるが，はたしてノータッチで適切な指導が可能なのかどうか。農協はマーケティング視点を導入した農業指導をどのように行っているのか，マーケットインの視点が重要であるとすれば，生産者にとって必要なことは何であり指導はそこにどうかかわるのか。また，直売については農業会議所が指導しているとのことであるが，その意義と限界をどのように考えているのか，農協の直売へのスタンスや取組みはどうなっているかといった点についても把握する必要がある。

農業会議所と農村経済コンサル協会のリスク負担には限界があり，踏み込んだ指導に至らない可能性が危惧される。農協に問いかけるとリスクを覚悟で積極的な指導をすることに農協の特徴があるとされるが，現状は必ずしもそうなっておらず不十分であるとのことである。リスク負担力は農協の強みと言えるのか，言えるとすればそうした強みの源泉は何なのか。あくまでも生産者自身の判断が決め手になるとはいえ，生産者によってはその能力を欠くことも危惧され，意思決定における指導の役割と限界について突っ込んだ検討が必要である。

農業経営の維持・発展には資金の調達が不可避の課題である。農家戸数が減少するなかで規模拡大が進んでいるとのことであるが，たとえ親の農業を子が継ぐにしてもフランスでは親から農地を購入する必要があるし，新規参入者が資金を手当てしなくてはならないという課題もある。いずれにしても，資金の調達をめぐる指導は大きなテーマの一つと考えられる。現状では農村経済コンサル協会や農業信用銀行（Credit Agricole）をはじめとする農業金融機関の役割であるとされるが，その実情はどうなっているのか。新たに把握すべき課題である。

（かつら　えいいち）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

談話室

栗山町──多様な農村活動の創造──

思いがけなくも北大に農林中金から寄付講座を頂戴し，半年が過ぎた。研究室の名前は「協同組合のレーゾンデートル」，ふた昔くらい前にも生きていた人なら懐かしい響きを感じるであろう。日本の政治も大きく変わり，人の感性もずいぶん違ったものになっている。世論調査で「わからない」は置くとして，改憲派がややリードしているご時世である。存在意義などと思わず力んでしまう。

こんな中，第二次大戦後70年たった「戦後」体制をチャラにしようとする「3度目の正直」の動きが加速している。政治はしょせん経済に従属するものだ，市場原理主義の言うがままだわいと思っていたら，官邸の力が強まって経済政策の進め方もいささか乱暴になってきた。

「戦後」といえば民主化改革，財閥解体と労働改革，そして農地改革と習った。現状はといえば，会社は持ち株会社だらけの所有優先の世界に，労働組合の影は薄く不安定就業が広がる。香港でもデモをやる時代になったかと思っていたら，BBCが国会前のシールズを放映して「日本のような国」でも運動が起きていると評価していた。そんな程度の「民主主義国」になっていた。

さて，農地改革の結果としての「戦後自作農体制」。近代化，近代化と旗は振り続けられ，減反も45年続いたが，農林水産省も世間の通り名である「No政」を本気でやるようだ。減反もやめるし，あとはどうぞご自分でというのが6次産業化。生産も加工も流通も農家の自前でやってください，これではアダム・スミスもびっくり，分業概念はどこに行ってしまったのか。結局やれるわけがないから企業の登場という筋書きだ。農業政策はやめて企業に任せるということだから，イギリスのように環境省ではなく経産省にくっつくことになる。TPP容認の政策的帰結である。

農家が退場ということになれば，農協が必要なわけがない。農業部門に身が入っていない，農家の所得向上に貢献していないと農林水産省は言うが，あなたの責任はと問われれば，ではやめますと言われそうである。本気で改革する気がない相手に対して反論するというのは空しいものである。専門農協に改組すべき

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

だ，かたちは新世代農協がいいなどと言われても，それは総合農協を解体するための方便でしかない。連合会を会社化して縮小させれば，日本だけでなくアメリカの金融・流通企業の市場が広がる，そういうことである。寄付講座の活動の一環として『総合農協のレーゾンデートル－北海道の経験から』を出版したが，いささか空しさが残る心境である。

農協改革も秋の陣。農業用資材や農産物の流通構造を見直すというが，新業態からの挑戦状とも受け取られかねない。時代の流れに沿って問題にメスを入れるのなら結構であるが，農協だけをスケープゴートにするような姑息なことはやめていただきたい。

では，こうした乱暴な農協批判をやめさせるにはどうすればいいであろうか。そこは危うくなったとはいえ民主主義，数の力である。農協の組合員は1,014万人，生協の組合員は6,173万人で，人口の56％を占める大きな存在である(2013年)。ここでは，産業成長論ではなく生活論の視点が重要である。農業より食であり，国際化より地域である。都市生活者と地域住民に対して食の安心や田舎の安らぎ，生活・福祉への貢献をアピールできるかが鍵である。その意味で准組合員問題はチャンスと見るべきであろう。

われわれは，貧乏ながらも北海道内に４つの農村サテライトを運営し，その中で自治体や農協との連携に努めてきた。なかでも直近にある栗山町・そらち南農協とは親しい間柄である。２年目学生25名の農家泊まりこみ研修は20年を数え，農協でのインターンシップも付け加わっている。この栗山町，ただ者ではない。農業では農業振興公社を設立して中山間直接支払いを財源化して「集約と拡大」の両面作戦で農業振興を行い，新規参入で北海道をリードしている。環境教育では「ハサンベツ里山委員会」，福祉では介護保険制度の先取り・地域通貨までつくり，議会は基本条例をつくるといった具合である。農協の事業・活動も町の諸活動の中に位置づいている。出版第二弾は栗山町である。

以前だと「地域農業のなかの農協」，今では「地域のなかの農協」がわれわれのテーマである。農業経済学は立ち止まっていられない。

（北海道大学大学院 農学研究院 教授　坂下明彦・さかした あきひこ**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

東日本大震災
農業復興はどこまで進んだか
被災地とJAが歩んだ５年間

（株）農林中金総合研究所　編著

2016年10月1日発行　B6判223頁　定価1,800円（税別）（一社）家の光協会

本書は，東日本大震災からの被災地の農業復興の歩みについて，５年間にわたって（株）農林中金総合研究所が現地で調査を行ってきた記録をとりまとめたものである。

東日本大震災では，国内観測史上空前の大地震と大津波により，多数の尊い生命が失われるとともに，地域の基幹産業である農業も未曽有の大被害を受けた。さらに，深刻な原発事故も発生し，その被害はいまもなお続いている。

被災地の人々は，このような極めて困難な状況のなかから，生活の再建と生業（なりわい）としての農業の再開・復活に向け，大変な努力を一歩ずつ積み重ねてこられた。

そして，その農業の再開・復興の過程においては，農業者自身の努力はもとより，行政や関係する諸機関の多大な尽力があった。とりわけJAは，協同組合の理念と組織の力をもって，地域の農業とコミュニティの再建に，まさに中核的役割を発揮してきた。

本書は，東日本大震災発生から５年が経過した節目の時期にあたり，被災地の農業復興について，農業者やJA等のこれまでの取組みと現時点の状況を整理し，今後の課題を明らかにすることを目的に編集した。内容は基本的に，当研究所による被災地の農業者や行政等関係機関への聞き取り調査を基にしている。

被災地の農業復興は，地域ごとに異なる様々な課題に直面している道半ばの状況にあり，これからもきめ細かな政策や支援が必要となっている。私たちには被災地の現在の実情を冷静に見つめ直し，これからの復興の道筋を改めて考え，実行していくことが求められている。

本書が，今後の被災地の真の農業復興の一助となることを心から期待している。

主　要　目　次

はじめに
第１章　農業復旧・復興施策とJAの役割
第２章　未曽有の津波被害からの復興－宮城県の取組み
第３章　復興過程で発揮される協同の力－岩手県の取組み
第４章　風評被害克服と営農再開－福島県の取組み
むすびにかえて－被災地の農業復興とJA

購入申込先……（一社）家の光協会　TEL 03-3266-9029（販売）
問い合わせ先……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700（代表）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

＜シンポジウムの記録＞

農業の競争力を強化する産学官連携の取組み

──オランダと日本の経験から──

2016年６月13日（月）　会場：フクラシア東京ステーション

【プログラム】

＜開会挨拶＞　柳田　茂（農林中金総合研究所・代表取締役専務）
Dr. Arjo Rothuis（ワーヘニンゲン大学研究センター〔WUR〕・教授）
＜解題＞　宮部和幸（日本大学生物資源科学部・教授）
＜基調講演＞　Dr. Jos Verstegen（ワーヘニンゲン大学研究センター〔WUR〕農業経済研究所・主任研究員）
オランダ農業を支える産学官連携
──ワーヘニンゲン大学の役割──
Mr. Dirk-Jan Kennes（ラボバンク・グローバルストラテジスト）
オランダ農業の産学官連携の実践事例
菱沼義久（農林水産省農林水産技術会議事務局・研究総務官）
日本農業の産学官連携の取組みの現状と課題
＜パネルディスカッション＞　農業の競争力を強化する産学官連携の取組み
ファシリテーター：宮部和幸
パネリスト：上記の基調講演者３名
田上政輝（（株）アグリリンクテクノロジー・取締役総合企画部長）
＜閉会挨拶＞　奥　和登（農林中央金庫・専務理事）

左から，宮部教授（日本大学），Dr. Arjo Rothuis（WUR），Mr. Dirk-Jan Kennes（ラボバンク），奥専務理事（農林中金），柳田専務（農中総研），菱沼研究総務官（農林水産省），Dr. Jos Verstegen（WUR），田上部長（（株）アグリリンクテクノロジー）。

本記録は，2015年５月に締結した農林中央金庫とオランダの協同組織金融機関であるラボバンクとの戦略的提携に基づき，農林中央金庫，農林中金総合研究所，ラボバンク，オランダのフードバレー中核機関であるワーヘニンゲン大学の四者共催により開催したセミナーの概要を農林中金総合研究所の責任においてとりまとめたものである。

セミナーでは，オランダ農業の実情を伝えるとともに，日本農業の競争力強化に向けた産学官連携の取組みの現状と課題を踏まえ，オランダを参考に今後日本で強化すべきポイント等を議論した。

なお，文中の図は当日の講演資料からの抜粋である。

＜解題＞

宮部和幸（日本大学生物資源科学部・教授）

農業の競争力の源泉は，イノベーションです。農業の競争力は，国内産地間の競争力，さらには輸出に関する国際間の競争力，農産物価格や生産費に関する競争力，６次産業化などによって付加価値や品質を高める競争力等，重層的なものです。農業に求められている重層的な競争力を強化するドライバーとなるものは，イノベーションではないかと考えておりますし，それに関して誰も疑わないだろうと思っています。

そのようなイノベーションの創出には，多様な分野の多様な主体が関与することが期待されます。農産物に新たな付加価値を付与するために，農業のみならず医療や環境などの多様な分野の研究者や企業が連携したり，地域資源を活用したローカルな６次産業化で開発された商品をグローバルに販売していくために，世界各国の関係者と連携したりしていくようなイメージです。多様な主体が関与するという観点から言えば，本日のテーマである産学官連携への関心と期待が高まってきていると捉えられると思います。

産学官連携は，イノベーションを効率的に創出し，広く普及させる仕組みです。世界有数の農産物輸出国であるオランダとわが国の農業における産学官連携について，今回のシンポジウムを通じて理解を深めたいと考えております。

＜基調講演Ⅰ＞

オランダ農業を支える産学官連携

――ワーヘニンゲン大学の役割――

Dr. Jos Verstegen
（ワーヘニンゲン大学研究センター〔WUR〕農業経済研究所・主任研究員）

農産物輸出大国オランダ農業の現状

オランダの人口密度は日本より高く，国土面積は九州とほぼ同じ大きさで，農地資源が希少な国であるにもかかわらず，現状では世界第２位の農産物輸出国です。オランダから輸出される農産物の多くは，ドイツ，イギリス，フランス等の近隣の国々向けです。

なぜオランダが農産物輸出大国となりえたのでしょうか。それは

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農業や関連産業の生産性の高さのおかげです。農業の生産性を土地面積当たりの付加価値で見ると，オランダはEU平均と比べて５倍の水準です。また，アグリビジネスの生産性も非常に高くなっています。例えば，フリースランド・カンピーナ（オランダの酪農協）等，農業食品関連企業の世界トップ40の中にオランダの企業が４社あります。

オランダが輸出する財・サービスの５分の１は農業に関連しており，純輸出の65％は農業に関連するものです。また，労働者のおよそ10％がアグリビジネスに従事しています。このように，農業はオランダ経済のなかで重要な位置を占めています。

協同組合の歴史と文化

オランダには古くからコラボレーション，協同の歴史があります。その歴史は治水を通じて培われたと言われています。オランダの国土はほとんどが海面以下の標高であり，お互いに協力して治水をしないと水没してしまいます。また，宗教も協同の精神を育んだ大きな要因です。協同組合であるラボバンクも牧師らによって創設された金融機関です。

1878年にオランダで最初の協同組合企業が創業しましたが，その企業の名称は「自己利益」という組合でした。それぞれの組合員にとって個々で事業に取り組むよりも力を合わせた方が，結局は自分たちの利益になることが理解されていたわけです。

オランダには，農業者の声を代弁して政治に働きかけを行う農業者団体と，政治には関わらずビジネスに特化する様々な専門農協の２つがあります。農業者は，農業者団体に加盟することができますし，協同組合にも加入することができます。また，専門農協には，生産資材を扱う農協，農業金融の農協，農産物販売を担当する農協等，様々な農協があり，農業者は自分のニーズに合った専門農協へ自由に加入できます。農業者によっては複数の専門農協の組合員になっている人もいますし，１つの専門農協にも加入していない人もいます。

オランダには現在およそ500の専門農協があります。そのなかで50の専門農協は売上げが1,000万ユーロを超え，非常に大規模な専門農協です。また，それぞれの品目で専門農協の取扱いシェアは極めて大きくなっています。例えば，砂糖に関して専門農協のシェアは100％です。つまり，砂糖の販売は全量，専門農協を経由していることになります。ほかにも乳製品では86％，青果物では95％，でん粉原料用馬鈴薯では100％などとなっています。オランダでは，このように専門農協の存在感が大きいということです。

農業の知識・イノベーションのシステム

かつてオランダでは政府が農業の知識・イノベーションのシステム（Agricultural Knowledge and Information System，ワーヘニンゲン大学や農業コンサル企業等の農業関係の知識やイノベーションを創出する主体の総称，以下「AKIS」という）に深く関与していました。政府は農業研究を支援し，公的

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

なアドバイザリーサービスを提供していました。しかし，現在では政府の関与は薄まり，農業研究に対する歳出を減らしています。また，アドバイザリーサービスは，政府に代わって民間組織が提供しています。つまり，AKISは政府主導から官民協働の形態へと進化したのです。オランダでは政府と民間がそれぞれ資金を出し合って，農業におけるR&D（Research & Development，研究開発）を進め，ビジネスに結びつけられるイノベーションを創出しています。

官民協働だけでなく，民間同士のパートナーシップも盛んに行われています。例えば，アグリビジネス企業と農業者がパートナーシップを組んでイノベーションを創出するネットワークを作っています。そのネットワークには民間の農業アドバイザリーサービスの職員やワーヘニンゲン大学の研究者等も参加しています。農業者は自らが直面する課題についてネットワークのメンバーへ伝え，メンバーはそれぞれの専門知識を生かして，利用者本位の技術やソリューションを生み出します。農産物の高付加価値化や土壌の改良等，農業者の多くの実務上の課題へ多様な専門家が寄り添うことによって，実用に耐えうるイノベーションが生まれます。

ゴールデントライアングル

ゴールデントライアングル（GT）は何故ゴールデンなのか，すなわち何故GTが有効に機能しているのか，これは大変難しい質問です。オランダ農業がうまくいっている秘訣はGTの存在だと，オランダの人々は考えています。しかし，GTが有効に機能する理由は何かと問われると，明快に答えることが難しいのです。同様に，どのようにすればGTへ関われるのかという問いも答えづらいのです。というのは，GTが現実に厳密かつ明確に定義づけられた概念では

農業知識とイノベーションシステム

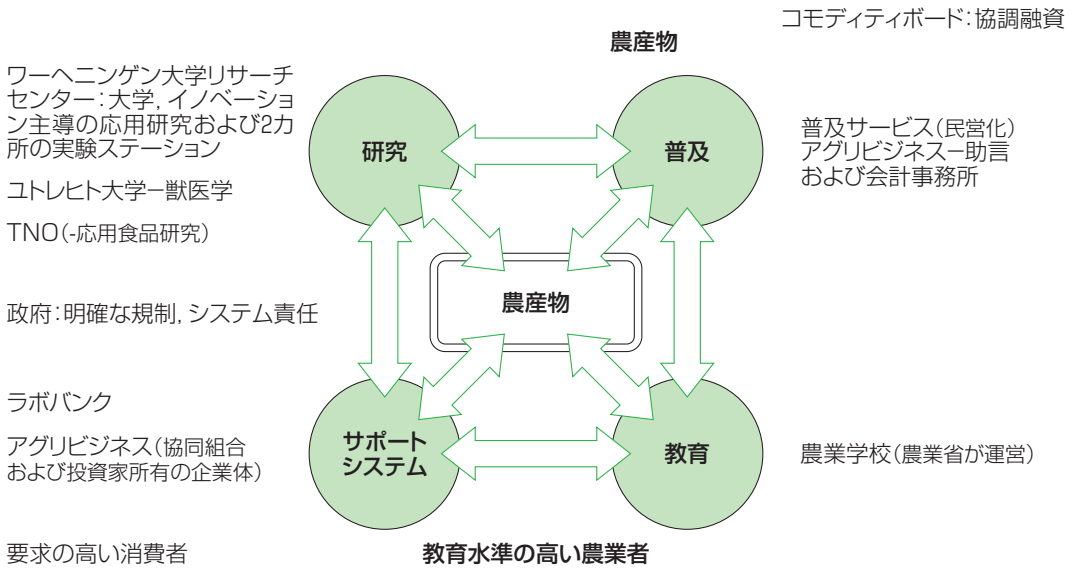

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ないからです。

それでもあえてGTが有効に機能する理由を述べるならば，GTに関係する多くの人がお互いをよく知っていることが，その理由だと言えるかもしれません。例えば，私のSNS（ソーシャルメディア）を見ると，多数の農業者，アグリビジネス企業関係者，政府関係者がいます。彼らはみんな同じ大学で学び，その後様々な分野に進みましたが，お互いにすぐ見つけることができ，コミュニケーションできるのです。私たちの仲間は，どこにいても農業にとっての一番いいソリューションを見出す取組みに深くコミットしたいと思っています。産学官に散らばるよく見知った参加者間のコミットメントやパートナーシップによって，GTがゴールデンたりうるのだと思います。

トップセクター政策

かつて政府は具体的な戦略なく資金をあらゆる産業分野の幅広いアイディア，プロジェクトへ投入していました。しかし，経済危機が世界各地で起こり，どのように限られたお金を支出するのか，どの産業分野へ支出するのか，慎重に考えねばならなくなりました。そこで，経済省が有望な産業分野を絞り込んで重点的に資金を投入するトップセクター政策を始めました。有望な産業分野として10分野が選抜されましたが，そのなかに農業，農業生産資材，食品産業等の食農（アグリフード）セクターも含まれています。

GTにおけるワーヘニンゲン大学の役割とその他の組織との連携

ワーヘニンゲン大学を中心とする研究機関，アグリフード関連の企業が集中しているフードバレーはオランダのほぼ中央に位置します。フードバレーは40km四方程度の非常に小さな地域ですが，そのなかに15,000人の科学者がアグリフード関連分野で働いており，1,440社の食品関連の企業，70社の基礎科学系の企業があります。さらにワーヘニンゲン大学を始めとする20の大学・研究機関もあります。このようにフードバレーは，欧州の農業研究のホットスポットです。

ワーヘニンゲン大学のキャンパス内には，オランダ最大手の酪農協であるフリースランド・カンピーナの研究所や，中国の乳業メーカー・伊利集団（内蒙古伊利実業集団）の研究所もあります。また，学生がベンチャー企業を立ち上げる際に支援する仕組みやスタッフもキャンパス内に装備されています。学生はこれらのリソースを利用して，ビジネスモデルを練り上げたりビジネスパートナーを見つけたりすることができます。

このように，ワーヘニンゲン大学はGTの中で多様な主体の結節点，換言すればプラットフォームの役割を果たしていると言えるでしょう。

本日の報告のまとめ

オランダの産学官連携，すなわちGTが成功している秘訣は，GTに関わる主体間に強いネットワークが築かれ，主体間の協働

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

が強力に行われていることにあります。オランダの産学官連携やAKISは政府主導の仕組みとして始まりましたが，政府の関与は徐々に薄まり，民間がイニシアティブを取る方向に進化しています。現在では，トップセクター政策の下で構築された民間主導のネットワークを基礎とする産学官連携やAKISが，非常にうまく機能しています。

とはいえ，輝かしい成功を収めているように見えるGTにも陰の部分，すなわち幾つかのマイナス面があることを申し上げなければなりません。すべてがゴールデンというわけではないのです。例えば，GTの関係者は皆顔見知りなので，そのサークル内で思考や議論を完結させてしまう危険があります。他の産業分野やオランダ国外でも，ナノテクノロジーとかバイオテクノロジー等，新たな技術革新があることを忘れがちです。視野狭窄（しやきょうさく）に陥ることなく，自身の専門領域のみならず他の分野のイノベーションにも目を向ける必要があるのです。新たなビジネスを成功させるには，クレージーな人，例えばアップル社の故・スティーブ・ジョブズのような人も必要なのです。このようなことがGTの陰かもしれません。

ただし，GTは全体として非常にうまくいっています。今後の日本の農業をより良いものにするために，オランダのGTで培ってきた知識を生かすことができればと考えています。ご清聴ありがとうございました。

＜基調講演Ⅱ＞

オランダ農業の産学官連携の実践事例

Mr. Dirk-Jan Kennes（ラボバンク・グローバルストラテジスト）

オランダのGTはこれまで成功を収めてきましたが，これからの半世紀も成功させていくためには，不断にイノベーションを生み出すたゆまぬ努力が必要だということを，本日はお話ししたいと思います。

オランダ農業の特長

オランダの食料自給率は，ほとんどの品目で200％を超えています。それゆえ，オランダは日本のように食料安全保障に気をかける必要がありません。オランダでは輸出を前提として，国内消費量を上回る大量の農産物を安価に生産しているのです。オランダの農業は輸出に依存した農業だと言えます。また，オランダは農産物を輸出するだけでなく，ハムなどの食肉加工品やチーズ等の乳製品も国内で効率的に製造し，輸出しています。

オランダの輸出型農業は，地理的条件や充実した物流インフラに支えられています。西欧のほぼ中心に位置するオランダは，古

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

くから国際貿易で中継地点としての役割を担ってきました。また，政府の支援もあり，ロッテルダム港等の枢要な物流インフラが整備されています。

オランダの農業では，生産の効率性が何より重視されています。一方，日本では，農業に対して食料安全保障や地域における雇用の場としての役割が，オランダよりも相対的に大きく期待されています。したがって，日本農業の生産性は，改善の余地がまだあると言えるかもしれません。

GTによるイノベーションと農業生産性の向上

グローバルな農業界が何を目指しているのでしょうか。より少ない投入物で生産量を増やすこと，しかも品質を高めること，それが農業界の究極の目標であると思っています。単に生産量を増やすことではありません。農産物の品質や，農業生産資材の投入効率を高めることも重視されています。この観点からGTでも農業の生産性を向上させることを重視しています。

GTではワーヘニンゲン大学が研究開発を通じたイノベーション創出のプラットフォームとなっています。研究開発で新たに生み出した知識や技術を農業の現場で実用化させるためには，普及活動（エクステンションサービス）が重要となります。政府は資金提供を通じて研究開発や普及活動を促進する役割を果たしてきました。GTが今後も成功し続けるためには，政府は今後も研究開発や普及活動を行いやすい環境を整備していく施策を実施する必要があります。

オランダの効率的な農業生産は，バイオやICT等の先進的なテクノロジーを活用して面積当たり収量を高めるとともに，生産資材や労働力等の資源投入すなわち生産費を節減することによって実現されています。

産学官の連携であるGTが，先進的なテクノロジーの創出と実用化に寄与しています。先進的なテクノロジーの具体例の１つが環境制御技術であり，土地，水，労働力，太陽光等の資源投入量の組合せを最適化できます。資源投入のベストミックスにより，オランダでは効率的な農業生産が図られています。また，生産資材の調達から農産物の販売までのサプライチェーンの最適化も同時に進めています。

イノベーションの具体例

GTは新品種や農畜産加工品の開発を通じて，オランダ農業の競争力の維持増大に寄与しています。

例えば，酪農では，オランダ最大の酪農協であるフリースランド・カンピーナが，GTを通じて生乳の低コスト生産だけでなく，機能性成分を含む乳製品の開発も進め，ニュージーランドを拠点とするフォンテラ等のライバルに勝るとも劣らない競争力を獲得しています。生乳や粉ミルク等従来からある乳製品では低価格競争に陥ります。そこで，フリースランド・カンピーナは生乳からラクトフェリン等の機能性成分を抽出し，医薬品の原料として製薬業界へ販売する等，高い収益を得られるビジネスも行

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ってきています。価格競争ではなく高付加価値製品の販売を通じて得られた大きな収益によって，フリースランド・カンピーナは酪農家へより高い乳価を支払うことができ，酪農家は経営を安定的に続けていくことが可能となっているのです。

もう１つの例は，ガラス温室で栽培されるトマトです。温室で栽培するオランダの生産費は，露地栽培が中心のイスラエルや北アフリカ等の国々の生産費よりも高くなります。かつてオランダのトマトは，味や外見が競合国のトマトとあまり変わらない一方で，生産コストが高く，強い競争力を持っていたわけではありませんでした。そこで，GTを通じて，美味しい味や魅力的な外見を備えた新しい品種のトマトを開発しました。純粋な価格競争では競合国に劣後するため，オランダはトマトのアップグレードを通じて競合国と差別化を図ったわけです。差別化が奏功して，これまでにオランダのトマトは強い競争力を獲得するに至りました。

とはいえ，酪農やトマトのようにGTがうまく機能した農業部門・品目ばかりというわけではありません。例えば，豚肉では苦戦しています。豚肉業界は生産費や生産量を重視していて，付加価値に注目していません。そのため，養豚経営は最近８年間赤字です。豚肉業界も高品質製品や高付加価値製品の開発に着手しなければいけません。そういう意味で，豚肉業界からGTに対して今後解決すべき課題が突きつけられていると言えます。

GTで生み出されたイノベーションがいかに素晴らしいものであっても，自己資金に乏しい農業者がそれを自らの経営へ導入するのは容易ではありません。そこで，ラボバンクは投資余力を欠く農業者へ資金を融資して，GTによって創出された新しい高付加価値品種や効率的な生産技術等のイノベーションの果実を農家が利用できるようにし，農業経営の競争力強化に寄与しています。

GTにおける政府の役割

GTでは政府も重要な役割を担っています。既にトマトの例で触れたように，オランダの園芸は極めて強い競争力を誇りますが，歴史を紐解くと強い競争力の背景には，政府が関与して研究者や企業に対して遺伝資源へのフリーアクセスを確保したことがあります。政府は知的財産を保護する特許という手法によってではなく，「ブリーダー権利」と呼ばれる仕組みによって，野菜や果実の品種改良を奨励しました。

つまり，オランダ政府は国の宝である遺伝資源を誰でも自由に利用できるものとし，公平な土俵を提供したうえで，研究者や企業による品種改良を促したわけです。改良した品種は，さらなる品種改良の材料として，競合相手にも提供しなければなりません。ただし，改良した品種の販売権は独占的にブリーダーのみにあり，競合相手は販売することができません。これがブリーダー権利と呼ばれているものです。ブリーダー権利によって，ブリーダーは研究開発に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

対する投資から利益を得ることができるのです。

すなわち，ブリーダーには遺伝資源のアクセスで競争するのではなく，既存の遺伝資源を利用して一層収量の高い品種開発を迅速に行うインセンティブが，政府によって与えられていると言えます。換言すれば，政府はGTにおいて誰でも無料で使える遺伝資源の公共のハイウェーを構築したのです。その結果，種苗業界でのオランダ企業の存在感は，他国が比肩できないほど大きなものとなったのです。野菜種子業界の大手９社（モンサント，ヴィルモラン，シンジェンタ，バイエル，リジク，タキイ，エンザ，サカタ，ベジョ）のうち実に６社がオランダ系の企業と言えば，その存在感がお分かりいただけるでしょう。

GTにおけるEER triptych から産学官連携への移行

かつてのGTは，EER triptychと呼ばれる教育（Education），普及（Extension），研究（Research）を一体的に運用する仕組みを指し，これら三者は規制や法律を通じて政府の管理下にありました。現在のGTは企業，大学，政府の三者による産学官連携をベースとしてイノベーションを創出する仕組みを意味していると思います。そのため，現在のGTではかつてより政府の役割が減ってきていると言えます。換言すれば，研究開発を担う主体が，公的部門から民間部門へとシフトしているのです。現在のGTは，多様な主体が参画できるオープンイノベーションのプラットフォームとして機能している点は評価できます。しかし，公的部門のコミットがかつてより減少し，民間部門主導のイノベーションへ転換することでのリスクもあります。民間企業が自己資金で開発したイノベーションは個社の内部に囲い込まれ，イノベーションの材料として利用できなくなることによって，次なるイノベーションが生み出されるペースが減速するおそれがあるということです。

これはオランダ農業が成功してきた歴史に逆行します。今まで知的財産や資源は誰でも無料で自由に使えたのです。公的部門

オランダのゴールデントライアングルの変質

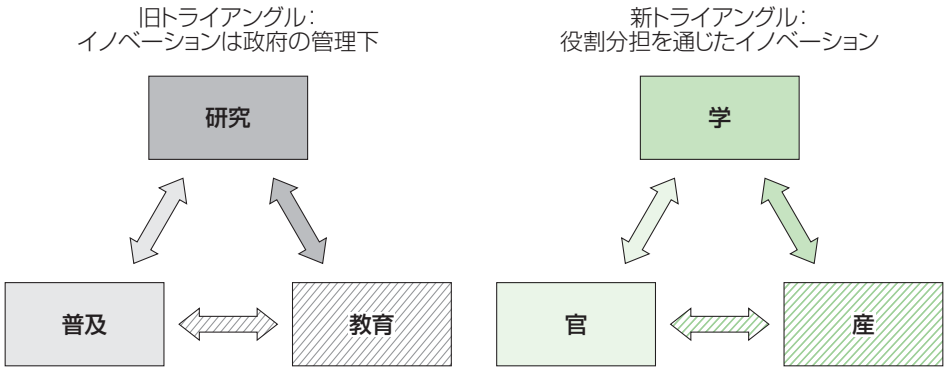

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

によるGTへのコミットが減少するなかでも，政府はアグリビジネス企業のM&Aの許認可等を通じて，かつてと同様に既存のイノベーションの成果へのフリーアクセスを確保することで，万人に対して公平な競争条件を維持する役割を果たす必要があると言えるでしょう。さもないとイノベーションの果実はアグリビジネス企業のみが享受することとなり，農業者が持続的な農業経営を続けていくことが難しくなりますし，将来にわたってオランダ農業の成功を支える次なるイノベーションの創出が難しくなるからです。つまり，GTにおいて産学官の健全な連携，政府による企業へのけん制も含めた関係を維持していくことが，今後もオランダ農業が成功し続ける鍵の一つとなると考えています。ご清聴ありがとうございました。

＜基調講演Ⅲ＞

日本農業の産学官連携の取組みの現状と課題

菱沼義久（農林水産省農林水産技術会議事務局・研究総務官）

日本の農政のなかでようやく始まったイノベーションを起こしていこうという動きについて今日はご紹介させていただきたいと思います。

農業におけるイノベーションとは

イノベーションとは，単に技術開発をして良くなったというのではなくて，社会構造，生活や暮らしが変わることが大事なところです。それを広く定義としてイノベーションと言っています。農業のなかでイノベーションが実際起こったことがあるのか考えてみると，それほど多くはないのではないかと思います。古くは農林省のなかの試験場が作った小麦の品種をベースに世界に配布して品種改良したところ，緑の革命が起こりました。また，今から50年ほど前に水稲用のコンバインが開発され，稲作の労働時間が大幅に減少しました。そのなかで，兼業農家が生まれました。稲作には労働力がそれほど必要なくなったので，農外でも就業できるように社会構造が変わったわけです。さらに，30年前には野菜の産地において鮮度保持のための真空予冷施設ができました。産地から消費地までのコールドチェーンの構築と高速道路の発達とが相まって，遠隔産地から三大都市圏等の大消費地へと野菜が大量に輸送できるようになりました。野菜の流通構造や消費構造も変化したということで，これもイノベーションの事例と言えるでしょう。

しかし，近年には日本の農業でイノベーションはほとんど起こっていないのではな

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

いか，改良・改善の域を脱していないのではないか，という意見があります。また，研究開発をもっとしっかりやるべきだという話も聞きます。そのような理解を踏まえ，農業生産だけではなくて，国内にとどまらない輸出も含めた流通消費構造，さらにはヘルスケア等他の産業分野まで射程に収めたイノベーションを創出していこうと考えています。

イノベーションの創出方法

イノベーションの創出方法には２つあると考えています。１つ目は，改良・改善に近いものです。野菜の栽培管理，病害虫の防除，鳥獣害への対策等，農業の現場で身近な問題へのソリューションの提供です。これらの問題については，現場のニーズをちゃんと把握して大学・研究機関と一体となって新しい技術を作っていこうというスタンスです。それはイノベーションというよりも，今までの技術の改良・改善に過ぎないようにも思えますが，農業の現場を所管している農林水産省にとって非常に大事なイノベーションの方法だと思っています。

２つ目は，農業分野に限らず異分野からも産学官の多様な主体が参加するオープンイノベーションです。農林水産省では，オープンイノベーションのプラットフォームとして，「『知』の集積と活用の場」を今まさに構築すべく取り組んでおります。オープンイノベーションを推進するうえで，農林水産省は，公的な研究機関や基礎研究を一生懸命やられている大学の研究者との連携を強化するとともに，農業者の方々や民

「知」の集積と活用の場

農林水産･食品分野に異分野のアイデア･技術を導入し，革新的な研究成果を生み出すとともに，それらを事業化･商品化に結びつける新たな産学連携研究の仕組み。

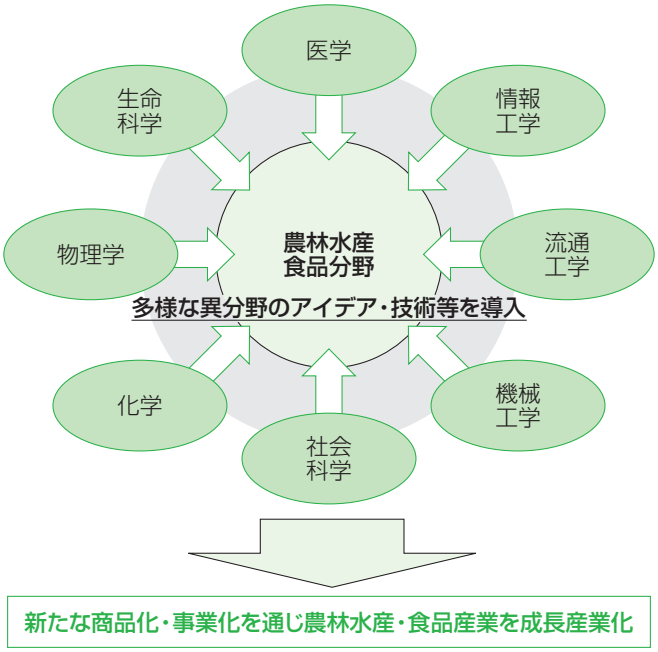

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

間企業の方々にも参画していただいて，多様な主体が一体となって実証研究を進めていこうと考えています。実証研究で生産コストを半減させるなどの数値目標を明記して，農業者のニーズに即した実用的な研究成果となるようなやり方で進めております。

オープンイノベーションの仕組みを構築

どうしてイノベーションを起こさなければいけないのか，また「『知』の集積と活用の場」といったオープンイノベーションの環境を作らねばならないのか，その理由を説明します。農林水産分野の研究費は近年減少傾向で推移しており，04年では7,500億円程度でしたが，直近では6,000億円を切っている状況です。殊に公的な試験研究費は一貫して減少しており，資金がないと研究開発も進まず，イノベーションも創出できないという状況にあります。

一方で，民間企業のなかには農業生産への参画を検討中あるいは今後検討したいという事業者の方々が少なくない数いらっしゃいます。このような方々と一体となって研究を進められる方法を検討しました。多くの民間企業の方々からは，短時間でビジネスに直結する成果を求められるなどというお話があります。多くの方々もオープンイノベーションは重要だと思う反面，どうやって外部の人と連携すればよいのか分からないといった声もあります。このように民間企業の方々が困っている状況がありますので，農林水産省がオープンイノベーションの新たな仕組みを作ろうとしているわけです。

これまでも農林水産省としても産学官連携のかたちで様々なことを行ってきました。例えば，β-クリプトキサンチンの開発やパン用小麦の品種「ゆめちから」の育種に，食品産業の方々などと一体となって取り組んでまいりました。しかし，商品化や事業化まで至った事例は少数にとどまっています。今後，ビジネスに結びつく成果を増やしていくために，農林水産分野以外の異分野の方々とも連携して産学官連携を進めていきたいのですが，なかなか進んでいないのが現状です。日本の農林水産分野では産学官連携が端緒に就いたばかりです。アイディアや技術の融合がなかなか進まず，このような産学官連携のやり方でいいのかといった不安もあるわけです。それゆえ，本日のオランダの取組みから色々と勉強させていただきました。

先ほどのお話のように，オランダのフードバレーでは政府や大学などの公的機関を核として様々な異分野の方々が集まって，様々な戦略の下で産学官連携を図りつつ，新たな「知」の創出を行っています。オランダ以外のベルギー，デンマーク，フランス等のEU諸国についても調べてみましたが，やはり公的機関が出資をして，様々な戦略を作りながら多様な主体と一体となって進めていこうという動きになっています。このような外国の事例を見るにつけ，日本でもオープンイノベーションの環境を作らねばならないという意見が増えてきました。そこで15年度，ようやくオープンイノベー

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ションの環境整備のために新たに「『知』の集積と活用の場」を作り始め，16年度にそのかたちが何とかできたのです。「『知』の集積と活用の場」では，農林水産，食品分野を中心に，生命科学，医学，情報工学等の様々な分野の方々に集まっていただき，新たな商品化，事業化を目指して「知」の創出を図っています。既存の技術の単なる改良・改善ではなくて，まさに新しい「知」を創出して社会を変えるイノベーションを起こしたいと考えています。「『知』の集積と活用の場」では，人と情報と資金をオープンにして研究を進めていくことが基本コンセプトです。この考え方に賛同する関係者の方々に集まっていただいて着実に研究を進めていこうと思っています。

「『知』の集積と活用の場」で対象とする研究領域

では，どんな研究領域があるのでしょうか。農業生産，流通，消費にとどまらず国の枠や分野の枠をも突き抜けた領域まで射程に収めて研究していくことを考えています。具体的には，日本食・食産業のグローバル展開，健康長寿社会の実現という医学・ヘルスケア分野，AIやICTなどの情報通信技術を活用した農業生産システムの革新等を研究領域として考えています。

また，新たな生物系素材産業の創出にも注力したいと考えています。単に食料だけでなく，新素材・材料も農業で生産していこうというものです。具体的には，バイオリアクターとして非常に高い効果を持つ蚕を用いて，医薬品製造などで「蚕業革命」を起こすことを考えています。また，木質材料のリグニンから炭素繊維を作り出すことも考えています。このように生物材料を用いた新しい素材産業の創出に結びつけられるような研究を進めていきます。

なお，16年度に「『知』の集積と活用の場」の予算として，６億円超を獲得しました。研究開発の経費はマッチングファンド方式であり，官だけでなく民からも拠出して研究を進めていくかたちです。

民間でも施設園芸での環境制御技術などを一生懸命研究開発している多くの方々がいらっしゃいますが，個別的にバラバラに取り組まれると，せっかく時間と資金をかけたのに改良・改善にとどまるということがよくあります。そこで，「『知』の集積と活用の場」というプラットフォームを活用し，多様な主体から参加と資金を募り，集中的に研究開発をすれば，必ずやイノベーションが起こせるのではないか，という発想で進めています。

この産学官連携への参加メンバーは，農林中金や全農といった系統組織や，食品メーカー，ICT等の情報通信企業，化学メーカー等，多種多様な業種から870名程度いらっしゃいます。参加メンバーの多様な専門知識を活用して，ICTやAIによる環境制御技術，自動運転の農業機械などを活用した新たな農業生産体系を構築することを考えています。また，ビッグデータを用いた効率的な流通システムの構築を進めたいと考えています。さらに，ロボット技術，ド

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ローン等の農業での活用も視野に入れています。

これまで日本の農業技術の研究開発は，既存の技術を改良・改善して，各県の普及組織が農業者の方々へ普及させていくというスキームでした。しかし，オランダを始めとした欧州各国で現在採用されている方法は異なります。やはり日本でも欧州各国のように官と民が一体となって資金も出し合いながら新しい「知」を創出して，その知的財産を，国内の農業のみならず，外国にも移転させていかねばなりません。それが国益に資する農業の展開ということになるだろうと思います。

「『知』の集積と活用の場」は始まったばかりです。数年後にビジネスにつながるイノベーションを生み出せたと回顧できるように，農林水産省としても頑張る所存です。どうぞよろしくお願いします。ご清聴ありがとうございました。

＜パネルディスカッション＞

農業の競争力を強化する産学官連携の取組み

ファシリテーター：宮部和幸
パネリスト：基調講演者３名
田上政輝（(株）アグリリンクテクノロジー・取締役総合企画部長）

パネルディスカッションでは，冒頭にJA氷見市OBの田上氏から「JA氷見市でのハトムギに関する産学官連携」について報告していただいたうえで，基調講演の内容を踏まえ多岐にわたる議論が行われた。紙幅の都合上，本稿ではそのごく一部を掲載する。

＜事例報告＞　JA氷見市でのハトムギに関する産学官連携

田上政輝（(株）アグリリンクテクノロジー・取締役総合企画部長）

JA氷見市の概要とハトムギ事業

氷見市は富山県の西の端，能登半島の付け根にある人口５万人程の市です。JA氷見市では，10年程前からハトムギ事業に取り組んでいます。

ハトムギは古くから中国の医学書などでも薬として紹介されており，健康にいいイメージがあります。JA氷見市では08年から金沢大学とまずは産学で連携して，ハトムギのどのような成分が健康に良いのか，科学的なエビデンスを得る研究をJA氷見市が資金を拠出して始めました。研究から得られた知見を，ハトムギの成分を原料とした商品

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の開発や，消費者に訴求できるマーケティングの材料として用いています。

皆さんのお手元に「氷見はとむぎ茶」のPETボトルがあります。これはJA氷見市が販売したハトムギを用いた初めての商品です。10年から組合員を中心に販売し，年間200万本売れています。PETボトル１本を販売するごとに５円を氷見市へ寄付しており，毎年1,000万円程の寄付金額となります。

地域農業を振興し農業者に継続的にハトムギを生産してもらうために，常識外れですがJA氷見市では管内の農業者からハトムギ１kgを600～700円で買っています。一般的な相場は300円/kgくらいなので，倍の値段です。また，全国からJA氷見市へハトムギ事業を多くの方が視察に来られます。地域にお金を落としてもらうために，視察者には氷見市内の宿泊施設に泊まるか，日帰りの場合には氷見市内で昼食を必ず食べることを，視察を受け入れる条件にしています。JA氷見市はハトムギ事業を通じて地域の農業や社会へ貢献しています。

ハトムギ事業における産学官連携と今後の展開方向

このようなビジネスモデルが８年ほど前に中央官庁の目に留まり，優れた取組みをしているということで農林水産省と経済産業省の支援事業に採択されました。補助金もいただいたのですが，公的部門からJA氷見市の取組みを広く情報発信・PRしていただいたことが非常に有意義でした。JA氷見市はハトムギの生産と販売，金沢大学は科学的エビデンスの研究，中央省庁は資金と情報発信での支援というかたちの産学官連携を通じて，さらなるハトムギ事業の展開を図っています。

ちまたでは成功事例と言われますが，必ずしも成功していない部分も多く，改善しながら10年間取り組んできました。食品メーカーに商品の付加価値を高める手段として原料にハトムギを使ってもらうような取

産学官の連携（ハトムギ戦略）

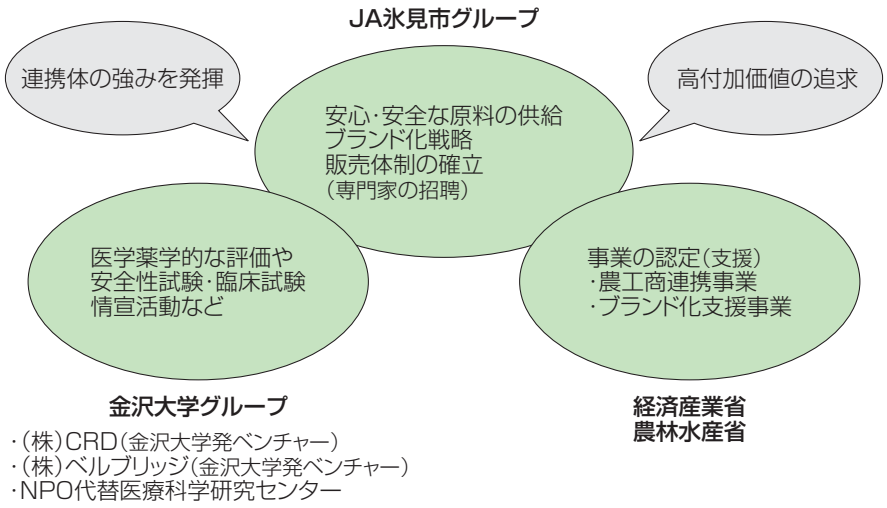

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

組みを進めていきたいと考えています。例えば，健康的なイメージがあり，全国で飲まれている豆乳にハトムギエキスを加えた商品を作るといったことです。それにより，JA氷見市のハトムギ生産がさらに拡大し，地域の農業や社会の維持に寄与できればと思います。このように試行錯誤しながら一歩ずつ進めているというのが現状です。ご清聴ありがとうございました。

＜パネルディスカッション（抄録）＞

宮部　日本のパネリストから，オランダの２つの講演を聞いてどのように感じられたのか，コメントをお願いいたします。

菱沼　オランダのGTの変質という話に関心を持ちました。かつてのGTでは研究，普及，教育を政府が管理したなかでイノベーションが図られていたけれども，現在ではGTが産学官それぞれの役割分担を通じたイノベーションをしていくかたちに変わったということです。まさに日本でも，これまでのイノベーションは改良や改善の域をなかなか脱しなかったので，「『知』の集積と活用の場」をプラットフォームとして，農業以外の方々，異分野との交流を進め，産学官で役割分担をしてイノベーションを創出していこうという方向で進み始めました。その点で相通じるものがあったように感じました。

田上　GTに関係する方々の間にはお互いが顔見知りで強力なネットワークがあり，協働しやすい環境にあるというお話がありました。関係者間のネットワークは，研究開発やビジネスにおいて，私たちも極めて重要だと思っています。このことは日本とオランダの共通点だと思います。

一方で，両国の相違点は，コーディネーターの役割を担う主体です。オランダでは金融業務を通じてラボバンクがイノベーションにおけるコーディネーターの役割を果たしているというお話を聞きました。日本では誰がコーディネーターをやるのかというと，時には企業であったり，時には大学であったりと，良く言えば臨機応変に誰もがコーディネーター役を担う，悪く言えばコーディネーターという役割が確立していない状況と言えるように思います。

宮部　日本とオランダの間には，産学官連携について様々な共通点も相違点もあるということですね。

続いてオランダのお二人からコメントをお願いします。日本の産学官連携について報告ではオープンイノベーションという方向性が示されました。今までのオランダの産学官の取組みも踏まえつつ，示唆，アドバイスを含めていただければと思います。

ケネス　成功を長期的に継続するためには，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

テクノロジーと政府のサポートの２つが重要です。ただし，オランダでうまくいったものをそのまま日本に投入してもうまくいくとは限りません。両国の気候，地理，経済等の諸条件が異なるからです。それでも日本の農業は生産性をさらに高める余地はかなりあると感じました。政府のサポートを基礎に様々な関係者が力を結集すれば，イノベーションを通じて大きなビジネスチャンスが生まれるのではないでしょうか。人口が減少しているとはいえ日本の内需は大きいのでクリティカルマスができると思います。オランダの国内マーケットは日本ほど大きくありません。そこがオランダの弱い点です。

ファーステーヘン　イノベーションを起こすのは人です。それゆえ，日本の農業にとって大事なのは人材を引きつけることです。優秀な若い人材を教育し，アグリビジネスや農業で働くように促す努力が必要です。

以前，日本の学生に「なぜ農業に従事しないのか」と尋ねたら,「他産業の方が多くの収入を得られるからだ」と言われました。農業生産が効率的に行われず十分な付加価値が生み出されないならば，農業者は高額の収入を得ることができません。高額の収入を得られない産業は優秀な人材を引きつけることができず，優秀な人材がいないと農業生産性の改善も見込めません。それゆえ，政府，アグリビジネス企業，大学等の研究教育機関が連携して，この悪循環を壊さなければならないと思います。

宮部　残された時間は僅かですが，せっかくの機会ですので，本日のテーマに関連して，フロアの方々から各スピーカーに質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

フロアの参加者　オランダの先生方に質問が２つあります。第１に，ファーステーヘン先生が「GTは陰の部分もある。完璧ではない」と言われましたが，もう少し詳しく陰の部分を教えてください。第２に，イノベーションの将来，もしくはオランダ農業とGTの今後について，どのような見通しをお持ちでしょうか。

ファーステーヘン　１つ目の質問であるGTの陰の部分については，ワーヘニンゲン大学に行くと分かると思いますが，内部の同じ人たちとばかり顔を合わせる日常となります。これはリスクとなります。自分の専門領域外の動きを見落としてしまうからです。この点を自覚し，自ら対策を講じねばなりません。自らの行っていることに批判的な姿勢を意識的に持ちながら，積極的に海外や他の学問分野について知見を深めることができていればいいと思います。

２つ目の質問は，答えるのが難しい問いです。水晶玉を持っているわけではないので予想はできませんが，技術進歩が必要なことは確かです。消費者の要求はさらに高度化し，環境に配慮した農業生産や，動物福祉，食品の安全性などに対して厳しい視線が注がれるでしょう。それらの要求に対

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

応する倫理的に問題のないバイオテクノロジーや遺伝子操作などのイノベーションが必要だと思います。

宮部　時間が迫っておりますので，最後に少し私から感想等を述べさせていただいて，本日のまとめにしたいと思います。

本日はいろいろなキーワードが出てきました。そのなかでも，オープンイノベーションという言葉が特に重要だと思います。多様な主体を巻き込んだネットワークの協働によって，イノベーションが生み出されていくということです。また，GTの陰は顔見知り同士の同質的なメンバーの集まりに堕すリスクという話もありました。イノベーションにつながる有益な知見や情報は，顔見知りのみからでは十分に得られません。遠距離恋愛のような相手からの情報が良いとよく言われます。遠く離れた遠距離からもたらされる情報は，バイアスがかかっていないし，新鮮だからです。日本とオランダは9,300km離れております。文字どおり物理的距離が離れています。今回のことをとおして，両国が遠距離恋愛を続けながら，産学官連携に協力関係を構築し維持できればと思っております。そうした文脈で，本日の催しが両国の連携の嚆矢（こうし）となればと思います。

４名の報告者の方に改めて盛大な拍手をいただきまして，今回のセミナーを締めさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

（とりまとめ　主事研究員　一瀬裕一郎
＜いちのせ　ゆういちろう＞）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

書籍案内

「地方創生」はこれでよいのか

JAが地域再生に果たす役割

石田信隆・(株)農林中金総合研究所　編著

2015年11月1日発行　B6判157頁　定価1,400円（税別）（一社）家の光協会

2015年10月15日，JAグループは第27回JA全国大会において，「創造的自己改革への挑戦」を旗印に，「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」「地域活性化」の３つの目標に組織を挙げて取り組んでいくことを決議した。この大会決議は８月28日に成立した改正農協法を受けたJAグループの自己改革プランであり，国民が注目するなかで，JAグループは間を置かずに「改革の実践」を求められることになる。

本書は，JAが大会決議を実践していくにあたり，政府が進める「地方創生」政策を正しく理解するなかで，地域において行政とも適切に連携しつつ，さらなる創意工夫をもって「地域活性化」の取組みを推し進めていくヒントを提示することを目的に執筆された。

また，本書は，「地方創生」を含む日本の地域政策の歴史的考察を踏まえたうえで，「内発的な地域再生」の重要性と「協同の力を持つJAこそが地域再生の要の存在である」ことを理論と実例をもって広く内外に示すことも目的としている。

このため，実例編の第２章において，「地域再生に取り組むJA」として，綿密な現地調査に基づき，農業を核とした地域再生に取り組むJAや，中山間地の生活インフラ維持に貢献しているJA，都市部で地域住民と農と食をつなぐ活動を行っているJA等の具体的事例を紹介している。

理論編である第１章と第３章を㈱農林中金総合研究所客員研究員の石田信隆氏が，序章と第２章を㈱農林中金総合研究所が執筆した。

本書が，全国のJAが「創造的自己改革」を推し進める一助となり，JAの力強い総合的な事業・活動を通じて，人々が安心して暮らせる豊かな地域社会が構築されることを期待している。

主　要　目　次

はじめに
序　章　政府の「地方創生」政策を読み解く（㈱農林中金総合研究所）
第１章　「地方創生」で地域は再生できるのか？（石田信隆）
第２章　地域再生に取り組むJA（㈱農林中金総合研究所）
第３章　JAに求められる新しい挑戦（石田信隆）

購入申込先……（一社）家の光協会　TEL 03-3266-9029（販売）
問い合わせ先……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700（代表）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(55)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(55)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(55)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(56)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(56)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(56)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(58)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(58)
9. 金融機関別預貯金残高　……(59)
10. 金融機関別貸出金残高　……(60)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7745
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2011. 7	**41,504,639**	**5,291,503**	**20,937,636**	**3,930,747**	**40,741,564**	**14,204,476**	**8,856,991**	**67,733,778**
2012. 7	**43,039,546**	**4,947,742**	**21,255,028**	**1,784,859**	**42,873,246**	**15,695,023**	**8,889,188**	**69,242,316**
2013. 7	**48,481,109**	**4,400,580**	**25,075,963**	**5,751,829**	**49,019,727**	**16,317,917**	**6,868,179**	**77,957,652**
2014. 7	**50,809,606**	**3,895,861**	**27,179,388**	**10,051,349**	**49,981,141**	**17,012,868**	**4,839,497**	**81,884,855**
2015. 7	**54,374,193**	**3,438,644**	**34,909,927**	**10,797,213**	**58,394,802**	**18,313,798**	**5,216,951**	**92,722,764**
2016. 2	56,961,924	3,192,343	31,594,391	12,425,445	55,944,766	18,123,222	5,255,225	91,748,658
3	58,505,536	3,133,079	35,826,345	13,717,126	58,275,029	16,932,987	8,539,818	97,464,960
4	58,948,002	3,073,234	30,559,780	15,217,822	56,335,570	16,280,344	4,747,280	92,581,016
5	59,886,701	3,014,061	29,962,479	17,190,174	56,074,942	14,815,349	4,782,776	92,863,241
6	60,917,090	2,955,459	28,985,622	22,449,941	53,854,921	13,058,562	3,494,747	92,858,171
7	61,050,075	2,896,379	28,886,283	21,619,836	53,150,884	12,812,756	5,249,261	92,832,737

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2016年7月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	51,719,745	-	2,740,240	236	5,542	-	54,465,763
水産団体	1,726,482	-	147,571	2	52	-	1,874,107
森林団体	1,537	-	4,808	23	107	-	6,475
その他会員	5,566	-	4,538	24	-	-	10,128
会員計	53,453,329	-	2,897,158	285	5,701	-	56,356,473
会員以外の者計	371,739	42,976	394,058	86,433	3,777,935	20,461	4,693,602
合計	**53,825,068**	**42,976**	**3,291,216**	**86,718**	**3,783,636**	**20,461**	**61,050,075**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　357,752百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2016年7月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	340,475	88,416	32,126	-	461,017
	開拓団体	30	10	-	-	40
	水産団体	15,567	4,102	5,410	20	25,099
	森林団体	2,034	3,694	2,664	4	8,396
	その他会員	50	630	20	-	700
	会員小計	358,155	96,852	40,220	24	495,251
	その他系統団体等小計	74,975	13,375	33,591	-	121,941
	計	433,130	110,227	73,811	24	617,192
関連産業		2,843,175	69,728	767,002	2,554	3,682,459
その他		8,372,416	2,632	138,058	-	8,513,106
合計		**11,648,721**	**182,587**	**978,871**	**2,578**	**12,812,757**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2016. 2	6,410,294	50,551,630	56,961,924	-	3,192,343
3	7,332,365	51,173,171	58,505,536	-	3,133,079
4	6,687,350	52,260,652	58,948,002	10,000	3,073,234
5	7,005,155	52,881,546	59,886,701	-	3,014,061
6	7,240,406	53,676,684	60,917,090	-	2,955,459
7	7,208,503	53,841,572	61,050,075	10,000	2,896,379
2015. 7	5,688,751	48,685,442	54,374,193	-	3,438,644

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2016. 2	76,884	12,348,560	55,944,766	13,071,749	5,058	-	174,905
3	111,190	13,605,936	58,275,029	13,463,863	5,077	-	164,561
4	39,605	15,178,217	56,335,570	14,837,438	15	-	156,701
5	59,854	17,130,320	56,074,942	14,440,766	15,447	-	156,059
6	65,121	22,384,820	53,854,921	14,787,894	15,648	-	168,031
7	55,921	21,563,914	53,150,884	13,292,503	525	-	182,587
2015. 7	53,290	10,743,923	58,394,802	13,430,861	509	-	196,535

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2016. 2	59,923,708	58,521,947	1,194,829	946,396	1,780,813
3	59,736,127	58,425,263	1,220,077	1,023,019	1,795,925
4	60,349,099	59,071,842	1,199,673	876,779	1,869,045
5	60,374,474	59,169,724	1,294,655	876,779	1,869,089
6	61,672,446	60,174,331	1,317,282	1,018,811	1,866,324
7	61,342,233	60,173,333	1,431,092	1,018,812	1,868,943
2015. 7	59,552,827	58,230,460	1,196,970	885,794	1,801,560

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2016. 1	30,558,417	65,772,623	96,331,040	468,268	306,848
2	31,028,346	65,379,033	96,407,379	466,364	305,347
3	31,129,234	64,789,499	95,918,733	471,279	299,523
4	31,517,224	64,850,686	96,367,910	476,398	307,666
5	31,133,015	65,062,240	96,195,255	483,456	315,372
6	31,583,020	65,850,237	97,433,257	479,560	312,568
2015. 6	30,535,626	64,850,167	95,385,793	488,335	319,457

（注）1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
2,429	2,376,378	3,480,488	25,735,096	91,748,658
2,585	1,397,731	3,480,488	30,945,541	97,464,960
4,243	2,247,802	3,480,488	24,817,247	92,581,016
1,596	1,612,054	3,480,488	24,868,341	92,863,241
1,534	2,665,090	3,480,488	22,838,510	92,858,171
-	2,248,418	3,480,488	23,147,377	92,832,737
698,000	3,644,089	3,425,909	27,141,929	92,722,764

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
16,750,530	1,195,588	2,197	18,123,222	21,590	5,228,578	91,748,658
15,560,569	1,205,150	2,705	16,932,987	87,477	8,447,264	97,464,960
15,029,127	1,091,536	2,979	16,280,344	8,736	4,738,529	92,581,016
13,613,532	1,043,460	2,297	14,815,349	19,634	4,747,695	92,863,241
11,905,281	983,011	2,238	13,058,562	10,288	3,468,811	92,858,171
11,648,721	978,870	2,578	12,812,756	36,270	5,212,467	92,832,737
16,914,635	1,199,632	2,995	18,313,798	497,282	4,719,160	92,722,764

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
60,564	39,152,210	39,102,682	20,000	591,146	17,027,318	6,785,147	1,625,460
69,881	39,285,056	39,222,167	5,000	555,410	18,487,363	6,771,945	1,624,740
65,527	40,524,145	40,478,641	-	584,776	16,220,175	6,630,281	1,605,968
58,783	40,593,441	40,537,031	5,000	599,587	16,275,732	6,590,920	1,613,086
68,203	42,020,641	41,962,673	10,000	637,464	16,277,615	6,594,866	1,633,772
61,915	41,657,751	41,606,620	8,000	656,295	16,446,310	6,597,121	1,621,470
59,818	38,493,356	38,445,212	22,000	559,925	17,064,498	6,730,218	1,629,745

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
416,128	70,325,813	70,075,568	4,164,641	1,683,491	22,314,237	175,435	681
410,236	70,576,996	70,333,011	4,149,601	1,675,250	22,317,886	174,418	679
423,921	70,446,532	* 70,206,052	4,163,045	1,698,844	22,252,885	176,045	667
426,238	71,173,603	70,930,882	4,058,291	1,641,692	22,037,622	176,248	662
418,895	71,035,316	70,793,010	4,026,924	1,621,574	22,040,308	176,128	661
475,578	72,734,094	72,505,225	3,963,086	1,575,171	22,023,492	176,568	661
420,586	69,230,302	68,996,669	4,336,144	1,856,170	22,605,156	186,081	681

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2016．4	2,297,090	1,596,382	15,622	54,039	15,393	1,772,107	1,752,712	85,805	480,713
5	2,344,623	1,646,673	14,972	54,039	16,638	1,818,301	1,797,119	84,638	478,917
6	2,387,678	1,689,329	16,472	54,039	15,889	1,862,031	1,842,141	83,684	482,385
7	2,389,171	1,697,537	16,472	54,049	16,139	1,857,110	1,836,227	83,664	487,225
2015．7	2,266,363	1,606,305	9,423	55,902	16,169	1,695,298	1,675,911	94,917	510,625

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2016．2	779,191	421,114	85,274	61,995	108,831	5,266	780,057	772,355	400	153,297	8,791	85
3	785,276	424,169	85,693	63,750	107,715	5,539	788,893	780,712	400	154,384	8,720	82
4	772,953	417,812	86,615	63,323	107,821	5,593	775,355	766,809	400	155,930	8,601	82
5	783,817	427,179	88,992	64,722	107,500	6,459	780,177	772,174	400	157,196	8,448	81
2015．5	784,842	426,529	98,394	74,436	111,727	5,751	772,281	762,915	400	174,291	9,276	98

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2013. 3**	**896,929**	**553,388**	**2,856,615**	**2,282,459**	**600,247**	**1,248,763**	**182,678**
	2014. 3	**915,079**	**556,085**	**2,942,030**	**2,356,986**	**615,005**	**1,280,602**	**186,716**
	2015. 3	**936,872**	**580,945**	**3,067,377**	**2,432,306**	**632,560**	**1,319,433**	**192,063**
	2015. 7	952,809	595,528	3,035,946	2,422,471	634,219	1,338,859	194,319
	8	957,018	598,953	3,028,583	2,427,893	634,249	1,344,587	194,767
	9	952,713	596,408	3,056,371	2,424,861	639,031	1,347,370	195,384
	10	957,046	598,847	3,024,885	2,422,549	636,223	1,346,851	194,993
	11	956,287	592,201	3,078,943	2,428,394	636,053	1,344,461	194,470
	12	968,381	601,280	3,037,972	2,450,511	645,526	1,357,826	196,474
	2016. 1	963,310	597,449	3,052,490	2,436,352	639,473	1,348,519	195,377
	2	964,074	599,237	3,131,890	2,437,704	638,096	1,353,247	196,107
	3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607
	4	963,679	603,491	3,252,802	2,491,246	644,282	1,362,524	196,956
	5	961,952	603,745	3,289,342	2,487,350	642,154	1,358,855	196,306
	6	974,332	616,724	3,247,987	2,495,612	648,712	1,371,890	198,759
	7	P 976,294	613,422	3,227,988	2,486,818	645,594	1,370,332	198,254
前年同月比増減率	**2013. 3**	**1.7**	**3.7**	**3.6**	**3.4**	**0.6**	**1.9**	**2.8**
	2014. 3	**2.0**	**0.5**	**3.0**	**3.3**	**2.5**	**2.5**	**2.2**
	2015. 3	**2.4**	**4.5**	**4.3**	**3.2**	**2.9**	**3.0**	**2.9**
	2015. 7	2.3	3.6	5.6	3.6	2.2	2.8	2.4
	8	2.2	3.4	5.6	3.0	1.8	2.7	2.1
	9	2.3	3.9	4.0	3.1	2.0	2.7	2.0
	10	2.5	3.9	4.4	3.5	2.2	2.8	2.0
	11	2.1	2.4	4.2	2.6	1.4	2.3	1.7
	12	2.3	2.4	2.8	2.6	1.7	2.3	1.7
	2016. 1	2.3	2.6	3.4	2.5	1.9	2.3	1.8
	2	2.3	2.7	5.8	1.9	1.2	2.1	1.6
	3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8
	4	2.5	3.1	7.1	2.4	2.0	2.3	2.0
	5	2.3	3.4	7.1	2.0	1.4	2.1	1.9
	6	2.1	3.7	6.4	1.9	1.3	2.0	2.0
	7	P 2.5	3.0	6.3	2.7	1.8	2.4	2.0

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2013. 3**	**215,438**	**54,086**	**1,768,869**	**1,665,845**	**448,507**	**636,876**	**95,740**
	2014. 3	**213,500**	**52,736**	**1,812,210**	**1,716,277**	**457,693**	**644,792**	**97,684**
	2015. 3	**209,971**	**52,083**	**1,829,432**	**1,783,053**	**470,511**	**658,016**	**100,052**
	2015. 7	209,997	51,005	1,829,681	1,789,655	470,769	657,631	100,117
	8	209,914	51,206	1,828,012	1,792,171	470,200	658,260	100,281
	9	208,977	50,710	1,840,044	1,804,486	476,688	665,344	101,177
	10	208,675	51,753	1,830,203	1,804,201	474,256	664,389	101,154
	11	208,212	51,741	1,844,344	1,809,121	474,502	663,533	101,088
	12	207,026	52,180	1,850,789	1,831,849	482,408	671,983	102,170
	2016. 1	206,725	51,817	1,848,781	1,829,384	479,679	668,944	101,861
	2	206,736	51,596	1,837,116	1,824,780	478,364	666,809	101,904
	3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887
	4	205,802	50,243	1,816,778	1,841,310	482,331	670,225	102,446
	5	205,953	49,778	1,816,351	1,844,351	481,966	669,311	102,382
	6	205,934	49,611	1,829,770	1,848,121	485,370	671,924	102,534
	7	P 206,342	49,756	1,816,742	1,859,532	486,625	675,311	103,079
前年同月比増減率	**2013. 3**	**△2.0**	**1.2**	**1.6**	**3.3**	**0.9**	**△0.2**	**1.0**
	2014. 3	**△0.9**	**△2.5**	**2.5**	**3.0**	**2.0**	**1.2**	**2.0**
	2015. 3	**△1.7**	**△1.2**	**1.0**	**3.9**	**2.8**	**2.1**	**2.4**
	2015. 7	△1.5	△1.2	2.7	3.9	3.6	2.3	2.6
	8	△1.4	△1.4	2.7	3.6	3.1	2.1	2.4
	9	△1.3	△1.4	2.3	3.7	3.2	2.4	2.6
	10	△1.4	△1.8	2.0	3.9	3.5	2.7	2.6
	11	△1.6	△1.1	2.2	3.6	2.9	2.2	2.3
	12	△1.6	△0.9	1.9	3.6	3.2	2.5	2.6
	2016. 1	△1.6	△1.1	2.5	3.7	3.4	2.6	2.5
	2	△1.6	△1.5	1.8	3.1	3.1	2.2	2.4
	3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
	4	△1.6	△1.7	0.7	3.9	3.7	2.6	3.0
	5	△2.0	△2.9	0.4	3.6	3.1	2.1	2.7
	6	△1.9	△2.8	0.3	3.6	3.1	2.4	2.8
	7	P △1.7	△2.4	△0.7	3.9	3.4	2.7	3.0

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では，全中・全漁連・全森連と連携し，東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を，過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために，ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は，過去の大災害と比べ，①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと，②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ，広範囲に被害をもたらしていること，に際立った特徴があります。それゆえ，阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても，さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり，それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また，福島原発事故による被害の複雑性は，復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ，本ホームページにおいて，地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより，その記録を将来に残すと同時に，情報の共有化を図ることで，復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2016年９月20日現在、掲載情報タイトル3,118件）

●農中総研では，農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている，東日本大震災に関する情報を受け付けております。
　冊子の保存期限の到来，ホームページの更改や公開データ保存容量等，何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら，ご相談ください。

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒101-0047　東京都千代田区内神田１－１－12　農林中金総合研究所
FAX　０３－３２３３－７７９１
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2016年10月号第69巻第10号〈通巻848号〉10月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7695 FAX 03-3233-7791
URL : http://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社